

# 第3期つがる市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

青森県 つがる市



## はじめに

本市では、「第2次つがる市総合計画」において「まちの将来像」の1つに「未来に希望を感じる活力あるまち」を掲げ、「多くの若者や子育て世代がつがる市で暮らし、元気な声であふれている」姿を目指し、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で総合的に各施策を推進しています。



しかし、我が国では、急速な少子化と核家族化が進展する中、児童虐待の深刻化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの貧困状態の連鎖などの諸問題が顕在化するとともに、同一労働同一賃金や働き方改革などの取組が推進され、仕事と子育ての両立支援に対する社会的な要請が強まるなど、子育て家庭を社会全体で支援していくことが重要な課題となっています。将来を担う子どものより良い育ちのために、地域や社会が子育て世帯に寄り添い、負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。

本市においては、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度のもとでの子育て環境を充実するとともに、令和2年度からは「第2期つがる市子ども・子育て支援事業計画」によって「幼児期の教育・保育施設の充実」、「子ども・子育て支援施策の充実」、「専門性の高い支援の充実」についてさらなる強化を図りました。

令和6年度をもって第2期計画が終了するにあたり、子どもたちが心豊かな自立した大人へと成長するため、家庭・地域・学校・企業・行政など、社会全体で子育て家庭に寄り添い、子ども主体の視点を基本に子育て家庭を支えていくことの重要性を踏まえ、新たに「子ども・親・地域が手をつなぎ笑顔と希望をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子」を基本理念とする「第3期つがる市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご協力をいただいた市民・関係者の皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも円滑な計画の推進に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

つがる市長 倉光 弘昭



## － 目 次 －

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画策定に当たって .....         | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....             | 1  |
| 2 計画の法的根拠と位置づけ .....        | 2  |
| (1) 計画の根拠法令等 .....          | 2  |
| (2) 計画の位置づけ .....           | 2  |
| (3) 計画の対象 .....             | 3  |
| 3 計画期間 .....                | 3  |
| 4 計画の策定体制 .....             | 4  |
| (1) 子ども・子育て会議での審議 .....     | 4  |
| (2) ニーズ調査の実施 .....          | 4  |
| (3) パブリックコメントによる意見公募 .....  | 4  |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境 .....    | 5  |
| 1 人口と世帯の状況 .....            | 5  |
| (1) 総人口及び年齢3区分別人口 .....     | 5  |
| (2) 児童人口の推移 .....           | 6  |
| (3) 世帯数と1世帯当たり人員数 .....     | 7  |
| (4) 18歳未満の子どもがいる世帯の類型 ..... | 7  |
| 2 人口動態 .....                | 8  |
| (1) 自然動態 .....              | 8  |
| (2) 社会動態 .....              | 8  |
| (3) 合計特殊出生率 .....           | 9  |
| (4) 婚姻・離婚 .....             | 9  |
| (5) 未婚率 .....               | 10 |
| 3 女性の就労状況 .....             | 11 |
| (1) 女性の年齢別労働力率 .....        | 11 |
| 4 教育・保育の状況 .....            | 12 |
| (1) 保育所・認定こども園の状況 .....     | 12 |
| (2) 児童館の利用者数の状況 .....       | 14 |
| (3) 子育て支援センター利用者数の状況 .....  | 14 |
| (4) 放課後児童クラブ利用者数の状況 .....   | 14 |
| 5 小学校・中学校の状況 .....          | 15 |
| (1) 小学校 .....               | 15 |
| (2) 中学校 .....               | 16 |
| 6 ニーズ調査結果の概要 .....          | 17 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 未就学児童保護者対象 .....              | 17 |
| (2) 小学生児童保護者対象 .....              | 24 |
| 第3章 子ども・子育て支援事業計画の評価 .....        | 29 |
| 1 子ども・子育て支援事業計画の評価 .....          | 29 |
| (1) 教育・保育施設 .....                 | 29 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業 .....           | 30 |
| 2 本市の課題 .....                     | 34 |
| (1) 幼児期の教育・保育施設の充実に関して .....      | 34 |
| (2) 子ども・子育て支援施策の充実に関して .....      | 34 |
| (3) 専門性の高い支援の充実に関して .....         | 35 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 .....              | 36 |
| 1 基本理念 .....                      | 36 |
| 2 基本的な視点 .....                    | 37 |
| 3 計画の体系 .....                     | 38 |
| 第5章 幼児期の教育・保育施設の確保 【基本目標1】 .....  | 39 |
| 1 子ども・子育て支援制度の概要 .....            | 39 |
| 2 教育・保育提供区域の設定 .....              | 40 |
| 3 支給認定区分 .....                    | 40 |
| 4 推計児童数 .....                     | 41 |
| 5 ニーズに対応した教育・保育施設の確保 .....        | 42 |
| (1) 1号認定（幼児期の教育）【3～5歳】 .....      | 42 |
| (2) 2号認定（幼児期の保育）【3～5歳】 .....      | 42 |
| (3) 3号認定【0～2歳】 .....              | 43 |
| (4) 産休・産休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 ..... | 43 |
| 6 教育・保育の一体的提供の推進 .....            | 45 |
| (1) 認定こども園への移行 .....              | 45 |
| (2) 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進 .....    | 45 |
| 7 教育・保育施設の質の向上 .....              | 45 |
| (1) 職員配置の充実 .....                 | 45 |
| (2) 職員研修の充実 .....                 | 45 |
| (3) 安全・快適な施設・設備の整備 .....          | 45 |
| (4) 地域の子育て支援機能の強化 .....           | 46 |
| 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....   | 46 |
| 第6章 子ども・子育て支援の充実 【基本目標2】 .....    | 47 |
| 1 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....          | 47 |
| (1) 利用者支援事業 .....                 | 47 |

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| (2) 地域子育て支援拠点事業 .....                                  | 47 |
| (3) 妊婦健康診査 .....                                       | 48 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 .....                                   | 48 |
| (5) 養育支援訪問事業 .....                                     | 48 |
| (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の<br>支援に資する事業） ..... | 49 |
| (7) 子育て短期支援事業 .....                                    | 49 |
| (8) ファミリー・サポート・センター .....                              | 49 |
| (9) 一時預かり事業 .....                                      | 50 |
| (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） .....                       | 50 |
| (11) 延長保育事業 .....                                      | 51 |
| (12) 病児保育事業 .....                                      | 51 |
| (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....                            | 52 |
| (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....                  | 52 |
| (15) 子育て世帯訪問支援事業 .....                                 | 52 |
| (16) 児童育成支援拠点事業 .....                                  | 53 |
| (17) 親子関係形成支援事業 .....                                  | 53 |
| (18) 妊婦等包括相談支援事業 .....                                 | 54 |
| (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） .....                       | 54 |
| (20) 産後ケア事業 .....                                      | 55 |
| 2 地域ぐるみの子育て支援の推進 .....                                 | 56 |
| (1) 相談体制・情報提供の充実 .....                                 | 56 |
| (2) 子育て支援のネットワークづくり .....                              | 57 |
| (3) 子どもの居場所の確保 .....                                   | 58 |
| 3 経済的負担の軽減 .....                                       | 59 |
| 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進 .....                           | 61 |
| (1) 働き方の見直しの促進 .....                                   | 61 |
| (2) 仕事と子育ての両立に向けた保育サービスの充実 .....                       | 62 |
| 第7章 専門性の高い支援の充実【基本目標3】 .....                           | 63 |
| 1 児童虐待防止対策の充実 .....                                    | 63 |
| (1) 虐待の発生予防 .....                                      | 63 |
| (2) 虐待の早期発見・早期対応の推進 .....                              | 65 |
| (3) 関連機関との連携強化 .....                                   | 66 |
| 2 ひとり親家庭の自立支援の推進 .....                                 | 67 |
| (1) 子育て・生活支援の充実 .....                                  | 67 |
| (2) 各種制度・相談窓口の周知 .....                                 | 67 |

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 3   | 子どもの健やかな成長の支援と妊産婦、保護者支援の推進 ..... | 68 |
| (1) | 妊産婦への支援の充実 .....                 | 68 |
| (2) | 乳幼児期から学童期への支援の充実 .....           | 70 |
| (3) | 障がいの早期発見及び早期療育の推進 .....          | 72 |
| (4) | 障がいのある子どもに対する教育・保育の充実 .....      | 73 |
| (5) | 障がい福祉サービス等の充実 .....              | 74 |
| 4   | 子どもの貧困対策の推進 .....                | 75 |
| 第8章 | 計画の推進 .....                      | 76 |
| 1   | 計画の推進体制 .....                    | 76 |
| (1) | 庁内関係各課の連携した取組の推進 .....           | 76 |
| (2) | 県・近隣自治体・関係機関との連携 .....           | 76 |
| (3) | 市民や地域との連携及び推進体制の整備 .....         | 76 |
| 2   | 計画の達成状況の点検・評価 .....              | 77 |
| (1) | P D C A サイクルによる評価と進行管理 .....     | 77 |
| (2) | 計画の進捗管理・達成状況の公表 .....            | 77 |
| 資料編 | .....                            | 79 |
| 1   | つがる市子ども・子育て会議条例 .....            | 81 |
| 2   | つがる市子ども・子育て会議委員名簿 .....          | 83 |



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

子どもは、将来を担う貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことのできる環境、安心して子どもを産み育てることのできる環境のさらなる整備が求められています。

しかし、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、様々な課題の解決が必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、我が国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付け等、様々な取組を展開してきました。

また、その後、令和5年にはこども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置し、「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んだといえます。

本市においても、平成27年に「第1期つがる市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年には「第2期つがる市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各施策を計画的に推進してきました。このたび、「第2期つがる市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することから、社会状況の変化や国の動向等を踏まえつつ、「第3期つがる市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、きめ細かく、そして切れ目のない子ども・子育て支援の充実に取り組みます。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

### (1) 計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

#### ■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものです。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画が義務策定から任意策定に変更されたことを受け、本市では、「子ども子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。さらに、市町村行動計画に含まれている「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」に関する事項について、令和5年3月に改定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下、「成育医療等基本方針」）」を踏まえた見直しを図っています。

また、本計画の策定については、「第2次つがる市総合計画」をはじめ「つが

る市地域福祉計画」、「つがる市第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」等の関連する他の分野別計画との整合を図ります。

### (3) 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

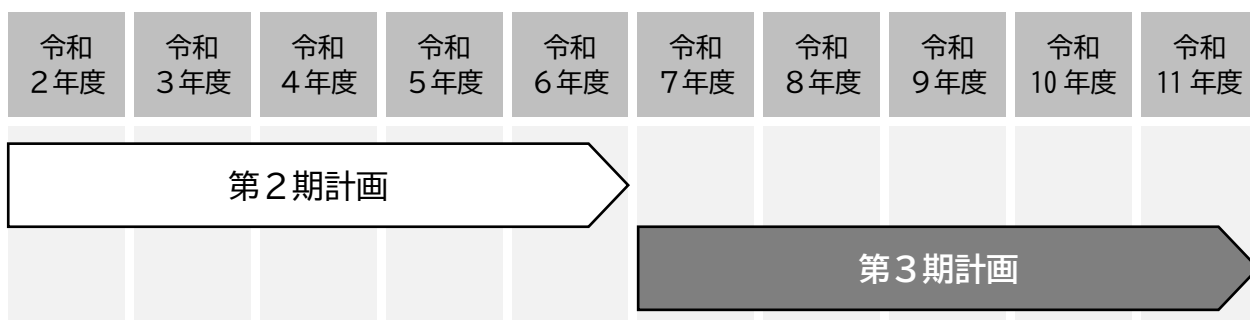
また、この計画において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の達成状況の確認と見直しを行います。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極め、必要に応じて見直しを行います。

#### ■計画期間



## 4 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議での審議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、計画の策定に当たり、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本市においては、「つがる市子ども・子育て会議」を設置し、子育て健康課が事務局を務める中で、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

### (2) ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

#### ■調査の実施概要

| 項目   | 内 容                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | ①未就学児童の保護者<br>②小学生児童の保護者                                                      |
| 配布数等 | 配布数：①400票、②200票、合計600票<br>回収数：①343票、②184票、合計527票<br>回収率：①85.8%、②92.0%、合計87.8% |
| 調査方法 | 保育園・小学校を通して保護者へ配布・回収することを基本とし、保育園、小学校未利用者にあつては郵送により配布・回収した。                   |
| 調査時期 | 令和6年7月～9月                                                                     |

### (3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、市民の意見を聴取しました。

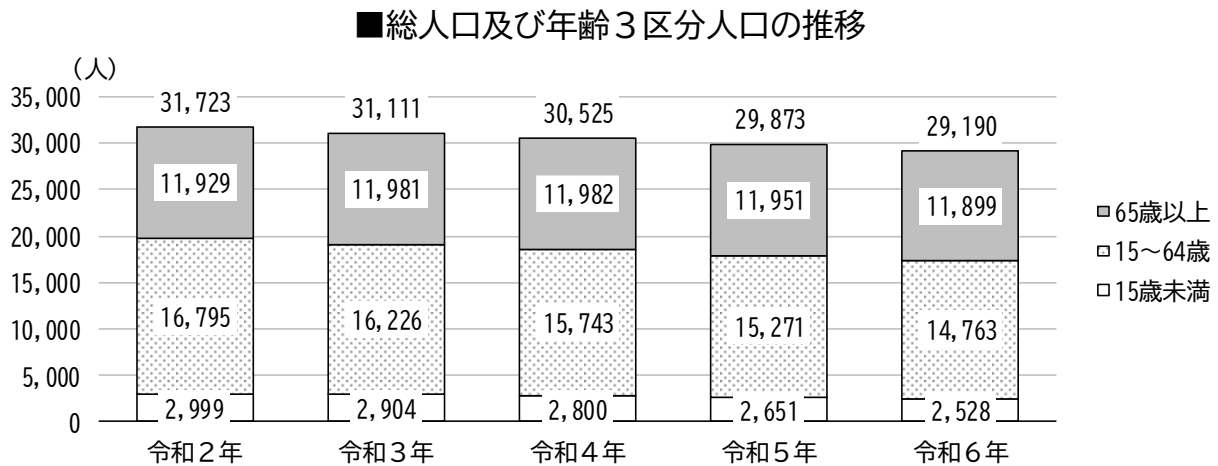
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口と世帯の状況

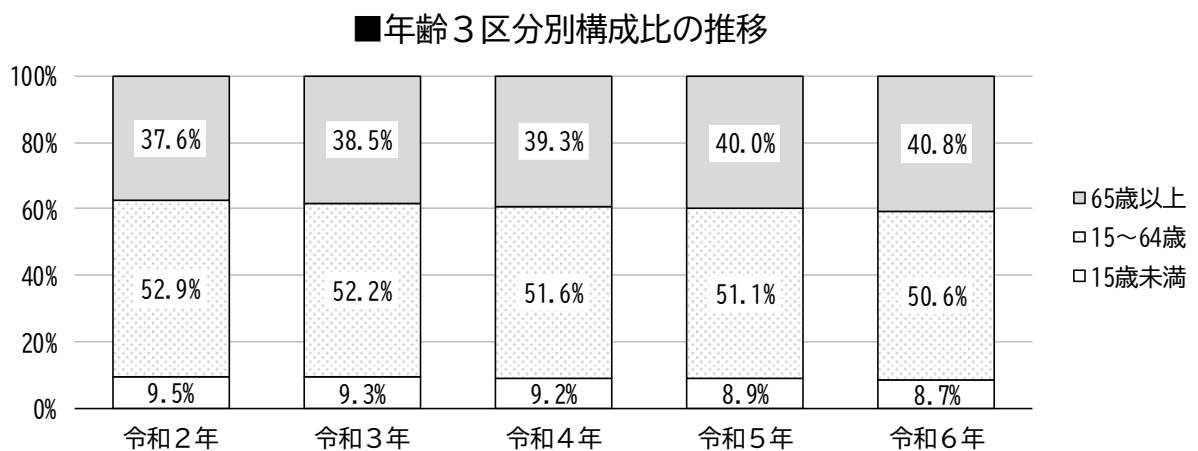
#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年には29,190人となっています。年齢3区分では、15歳未満と15～64歳は毎年減少していますが、65歳以上は令和4年まで増加し、令和5年に減少へ転じています。

年齢3区分の構成比でみると、65歳以上は毎年増加し、令和5年には40%台に到達する一方で、15歳未満と15～64歳は毎年減少し、少子高齢化が進行しています。



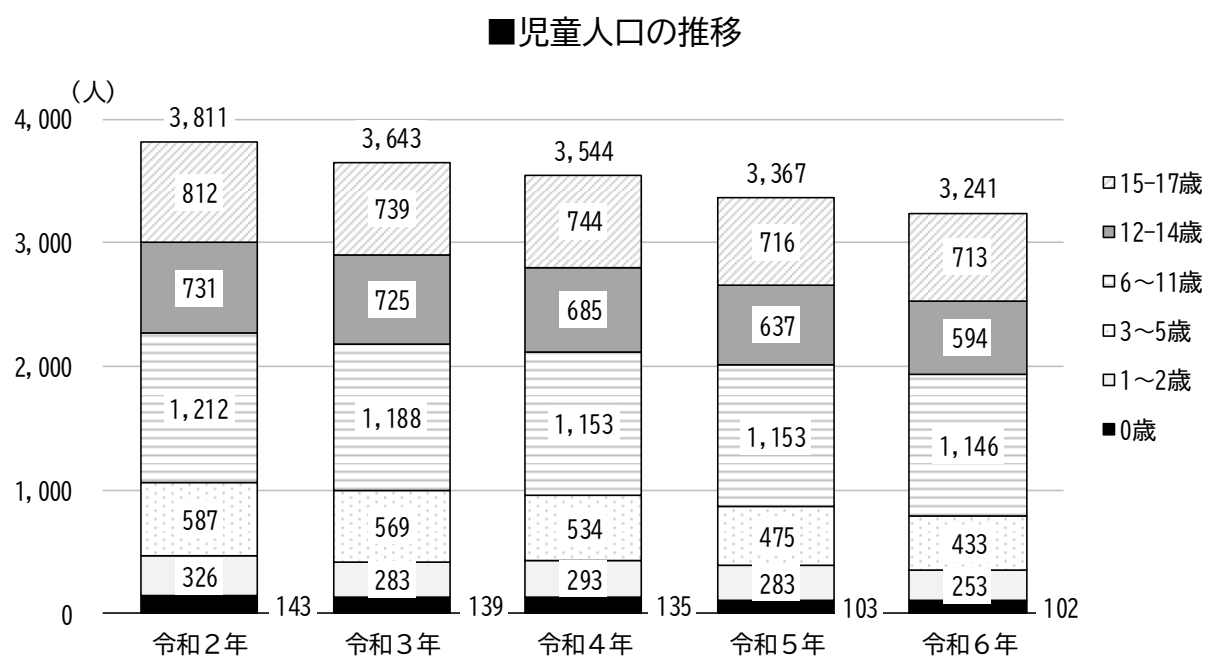
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 児童人口の推移

0歳から17歳の児童の人数は、令和2年の3,811人に対し、令和6年には3,241人であり、570人の減少となっています。

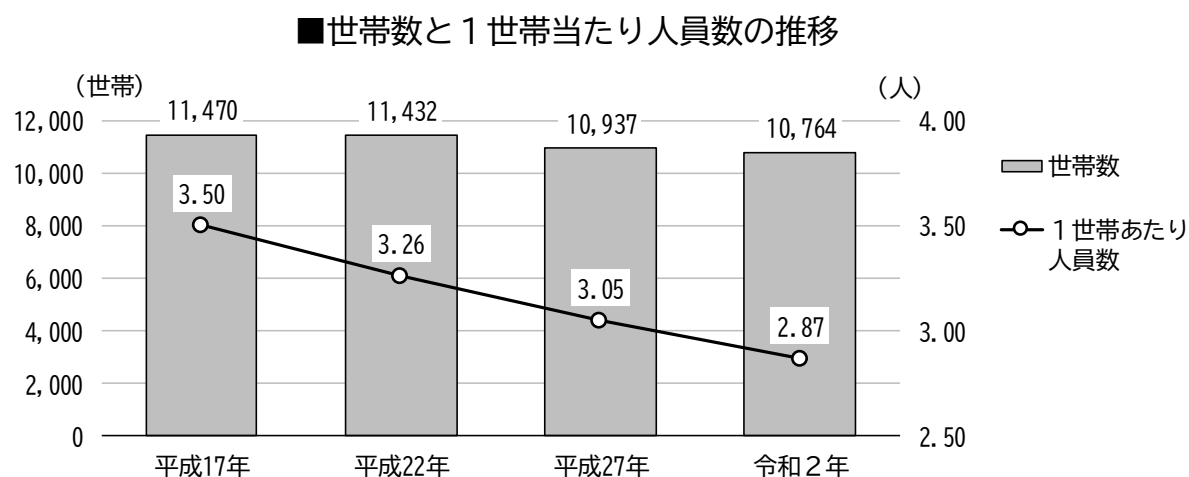


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (3) 世帯数と1世帯当たり人員数

本市の世帯数は減少しており、令和2年には10,764世帯となっています。

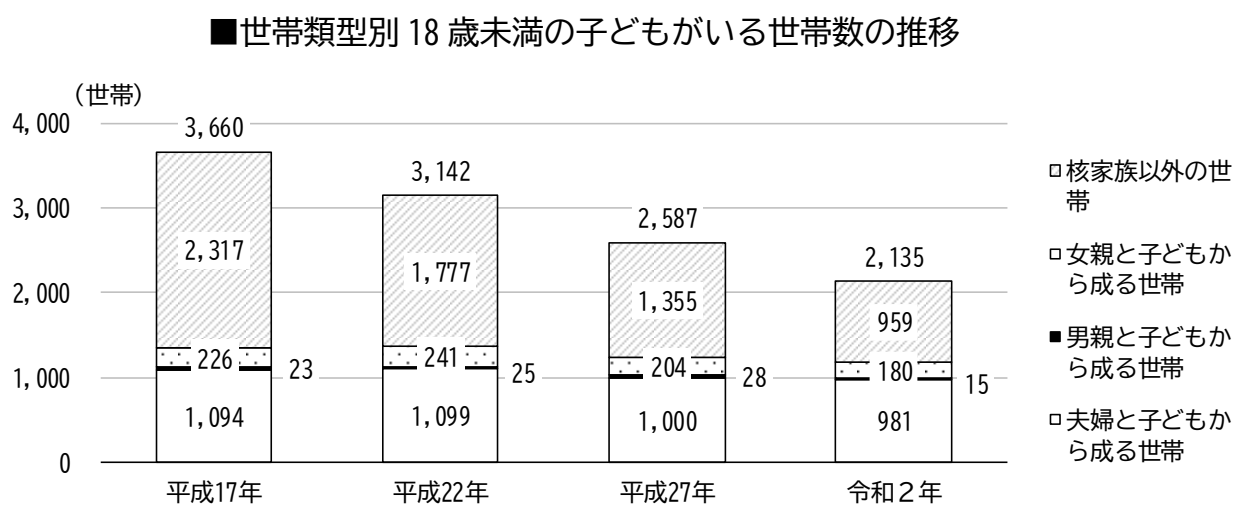
1世帯当たり人員数も減少しており、平成17年からの15年間で3.50から2.87人へと0.63人減少し、核家族化が進行しています。



資料：国勢調査

### (4) 18歳未満の子どもがいる世帯の類型

本市の18歳未満の子どもがいる世帯について、世帯類型別でみると、少数である男親と子どもから成る世帯を除き、核家族以外の世帯、女親と子どもから成る世帯及び夫婦と子どもから成る世帯は減少しています。



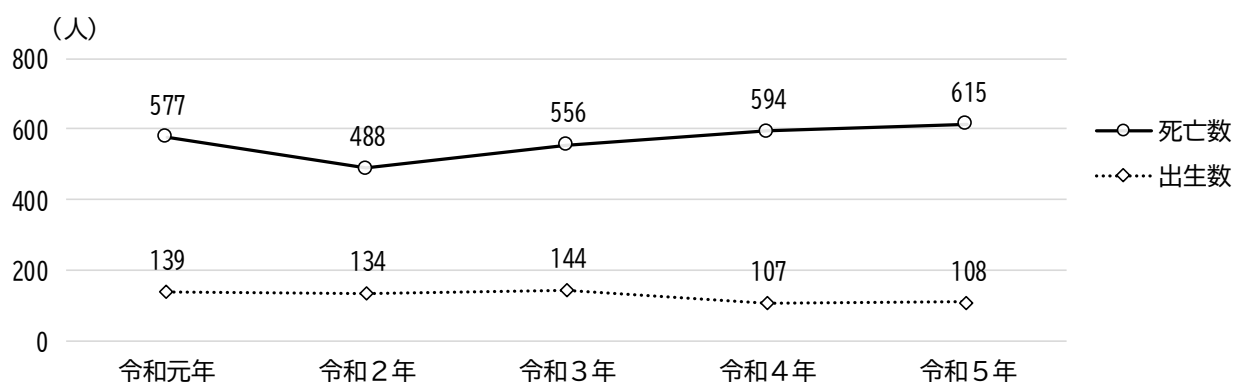
資料：国勢調査

## 2 人口動態

### (1) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、各年とも死亡数が出生数を上回っています。出生数は令和4年以降107～108人で推移しています。死亡数は令和2年以降、増加傾向で推移し、令和5年には615人となっています。

■出生数及び死亡数の推移

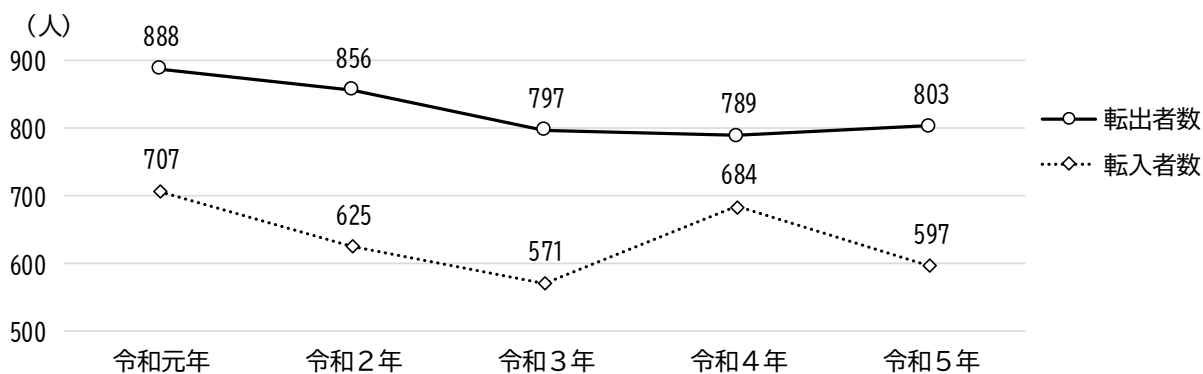


資料：青森県の推計人口（年報）

### (2) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、各年とも転出者数が転入者数を上回っています。令和3年まではいずれも減少しており、その後、転出者数はほぼ横ばいで推移していますが、転入者数は令和4年にいったん増加し、令和5年に再び減少しています。

■転入者数及び転出者数の推移

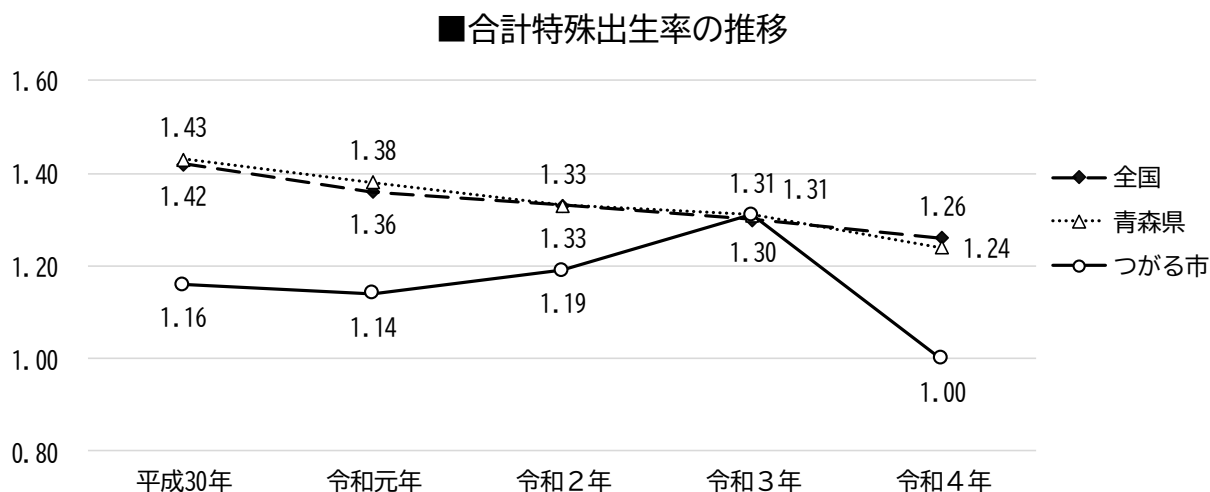


資料：青森県の推計人口（年報）



### (3) 合計特殊出生率

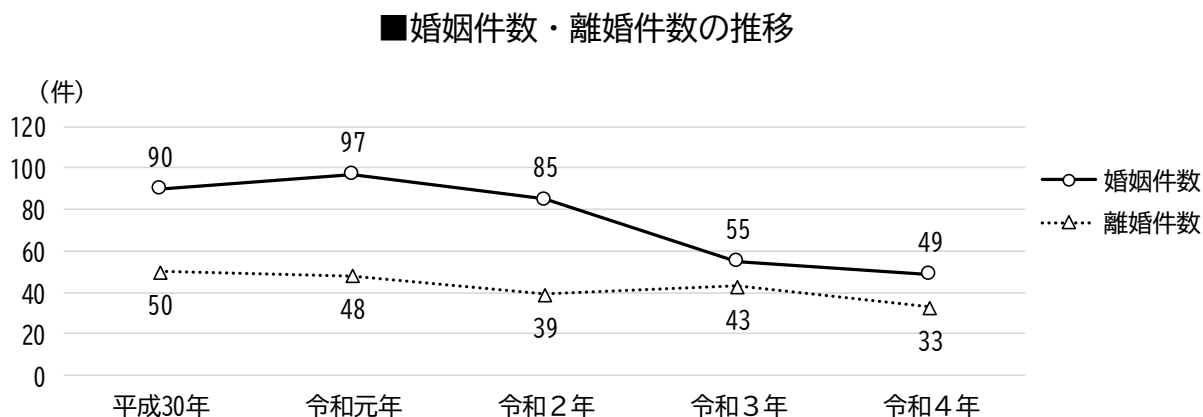
本市の合計特殊出生率は、令和3年を除き、国及び県の水準を下回って推移しており、令和4年は1.00となっています。



資料：全国及び青森県は青森県保健統計年報、市は独自に計算。

### (4) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、令和元年以降、年々減少しており、令和4年は49件となっています。離婚件数は、令和2年までは減少し、令和3年に4件増加し43件となった後、令和4年に再び減少に転じ33件となっています。

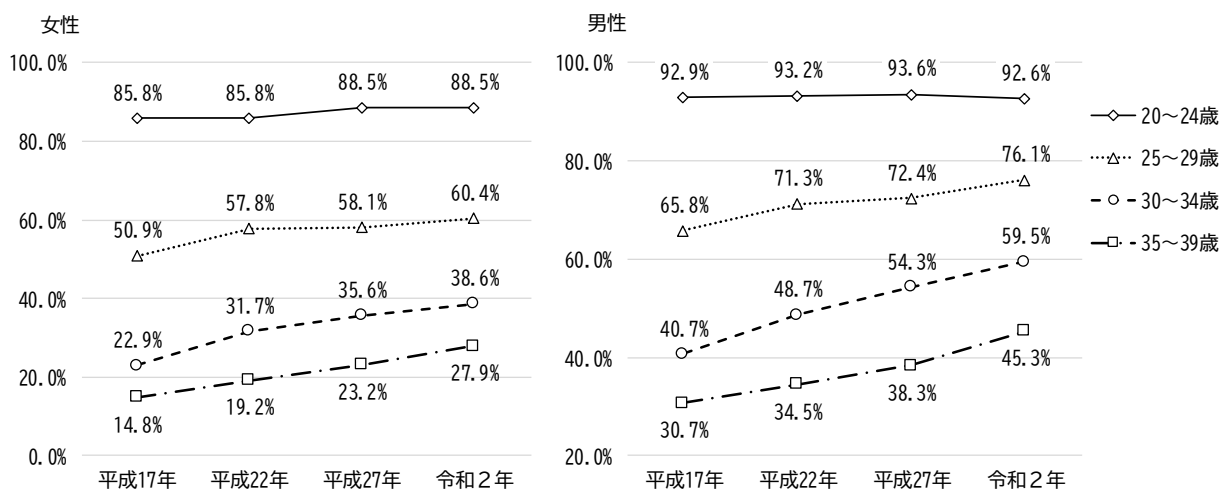


資料：青森県保健統計年報

## (5) 未婚率

本市の20歳代及び30歳代における未婚率をみると、男女とも「20～24歳」を除き、増加傾向で推移しています。

■ 未婚率の推移



資料：国勢調査

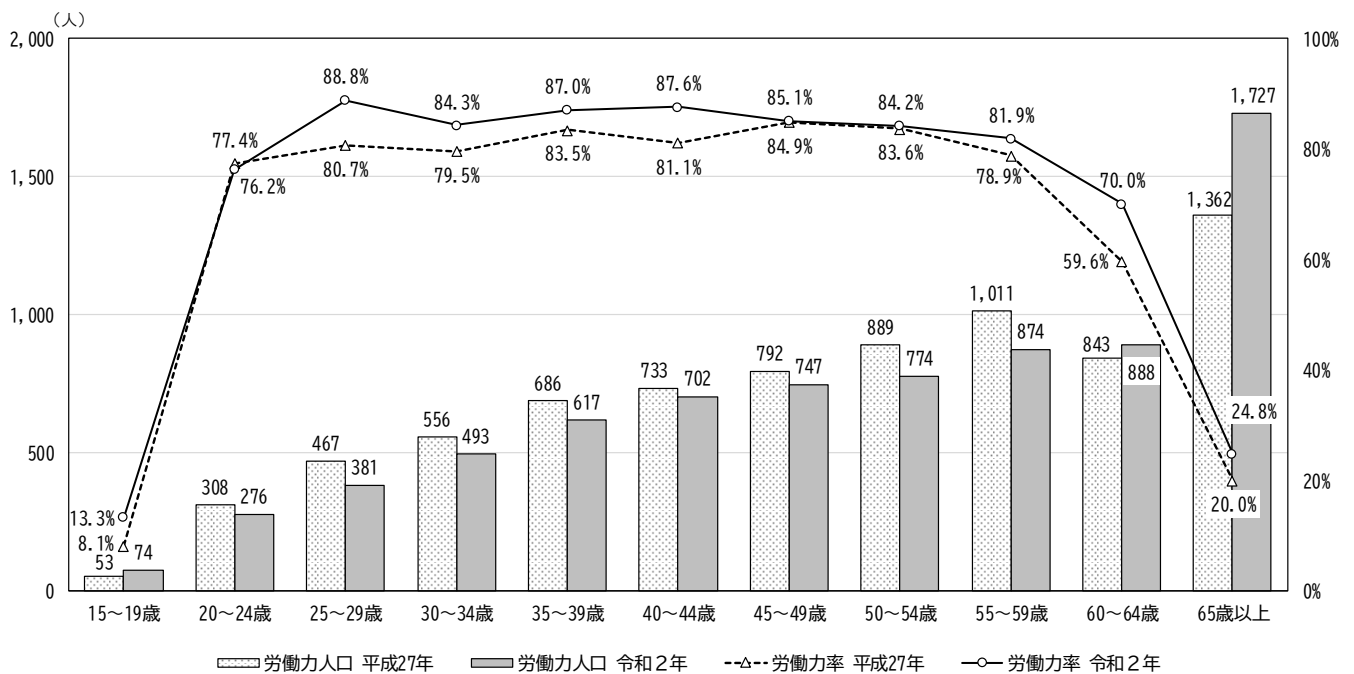
### 3 女性の就労状況

#### (1) 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率をみると、「25～29 歳」以上は労働力率が上昇しており、「25～29 歳」から「55～59 歳」までは、いずれも 8 割以上となっています。

また、本市では、子育て期において女性の労働力率が顕著に低下する、いわゆる「M字カーブ」とはなっていません。

■年齢別労働力人口及び労働力率



資料：国勢調査

## 4 教育・保育の状況

### (1) 保育所・認定こども園の状況

本市には、認可保育所が4か所、認定こども園が11か所あります。入所児童数は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在では631人となっています。

いずれの年においても定員の範囲内の入所状況となっており、待機児童数はいない状況です。

#### ■市内の認可保育所及び認定こども園の利用状況

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所数（箇所）    | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 公立          | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 私立          | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 認定こども園数（箇所） | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    |
| 公立          | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 私立          | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    |
| 定員（人）       | 1,035 | 1,035 | 1,025 | 1,025 | 930   |
| 1号          | 145   | 145   | 145   | 155   | 150   |
| 2号・3号       | 890   | 890   | 880   | 870   | 780   |
| 入所児童数（人）    | 818   | 780   | 749   | 681   | 631   |
| 1号          | 105   | 95    | 82    | 73    | 69    |
| 2号・3号       | 713   | 685   | 667   | 608   | 562   |

資料：子育て健康課 各年度4月1日現在

■各保育所・認定こども園の児童の在籍状況

| 認定こども園          | 区分   | 定員<br>(人) | 在籍児童数（人） |    |     |     |     |     |     |
|-----------------|------|-----------|----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                 |      |           | 0歳       | 1歳 | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 合計  |
| 木造西幼稚園          | 1号   | 15        |          |    |     | 0   | 1   | 4   | 5   |
|                 | 2・3号 | 20        | 0        | 4  | 6   | 3   | 4   | 0   | 17  |
| かしわこども園         | 1号   | 15        |          |    |     | 5   | 1   | 7   | 13  |
|                 | 2・3号 | 120       | 5        | 14 | 21  | 24  | 21  | 20  | 105 |
| もりた保育園          | 1号   | 15        |          |    |     | 1   | 1   | 1   | 3   |
|                 | 2・3号 | 60        | 2        | 5  | 9   | 6   | 13  | 12  | 47  |
| 木造北こども園         | 1号   | 10        |          |    |     | 1   | 1   | 1   | 3   |
|                 | 2・3号 | 50        | 1        | 2  | 3   | 5   | 3   | 2   | 16  |
| 銀杏ヶ丘こども園        | 1号   | 15        |          |    |     | 3   | 4   | 3   | 10  |
|                 | 2・3号 | 65        | 4        | 17 | 10  | 11  | 19  | 13  | 74  |
| 車力こども園          | 1号   | 15        |          |    |     | 2   | 4   | 5   | 11  |
|                 | 2・3号 | 45        | 2        | 1  | 9   | 5   | 6   | 5   | 28  |
| 育実幼稚園           | 1号   | 15        |          |    |     | 0   | 4   | 0   | 4   |
|                 | 2・3号 | 75        | 3        | 13 | 17  | 17  | 13  | 12  | 75  |
| 木造保育所           | 1号   | 15        |          |    |     | 3   | 5   | 3   | 11  |
|                 | 2・3号 | 60        | 2        | 15 | 13  | 4   | 4   | 5   | 43  |
| かしわあっぷる<br>こども園 | 1号   | 15        |          |    |     | 1   | 0   | 0   | 1   |
|                 | 2・3号 | 40        | 0        | 4  | 6   | 5   | 6   | 6   | 27  |
| しげた保育園          | 1号   | 10        |          |    |     | 0   | 4   | 0   | 4   |
|                 | 2・3号 | 40        | 1        | 2  | 2   | 7   | 5   | 7   | 24  |
| いなほ保育園          | 1号   | 10        |          |    |     | 1   | 2   | 1   | 4   |
|                 | 2・3号 | 50        | 1        | 6  | 13  | 11  | 5   | 11  | 47  |
| 保育園             |      |           |          |    |     |     |     |     |     |
| 館岡保育園           | 2・3号 | 30        | 0        | 2  | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   |
| 菰槌保育園           | 2・3号 | 30        | 0        | 2  | 3   | 6   | 2   | 6   | 19  |
| 川除保育園           | 2・3号 | 45        | 1        | 2  | 5   | 5   | 2   | 4   | 19  |
| しばた保育園          | 2・3号 | 50        | 0        | 1  | 2   | 5   | 4   | 7   | 19  |
| 合 計             |      | 930       | 22       | 90 | 119 | 131 | 134 | 135 | 631 |

資料：子育て健康課 入所状況一覧 令和6年4月1日現在

## (2) 児童館の利用者数の状況

児童館は市内に1か所あり、利用者が年々増加しています。

### ■児童館利用状況の推移

|            | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ひなた児童会館（人） | 13,080 | 16,409 | 18,476 | 22,722 | 23,952 |

資料：主要な施策の効果及び予算執行の報告書 各年度3月末現在

## (3) 子育て支援センター利用者数の状況

子育て支援センターは市内に1か所あります。利用者は各年増減しており、令和6年度は581人となっています。

### ■子育て支援センター利用状況の推移

|                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 木造地区子育て支援センター（人） | 777   | 556   | 455   | 635   | 581   |

資料：主要な施策の効果及び予算執行の報告書 各年度3月末現在

## (4) 放課後児童クラブ利用者数の状況

放課後児童クラブは市内に9か所あり、登録児童数は令和4年度以降、増加傾向で推移しています。

### ■放課後児童クラブ利用状況の推移

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置数（箇所）   | 10    | 9     | 9     | 9     | 9     |
| 登録児童数（人）  | 316   | 275   | 231   | 315   | 364   |
| 年間開所日数（日） | 290   | 290   | 291   | 291   | 290   |
| 総指導員数（人）  | 36    | 31    | 30    | 31    | 31    |

資料：主要な施策の効果及び予算執行の報告書 各年度3月末現在

## 5 小学校・中学校の状況

### (1) 小学校

本市内に小学校は7校あります。在校児童数は減少傾向で推移しており、令和6年5月1日現在では1,123人となっています。

#### ■小学校の状況

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数(校)  | 8     | 7     | 7     | 7     | 7     |
| 学級数(学級) | 66    | 64    | 65    | 68    | 71    |
| 単式      | 49    | 49    | 50    | 50    | 52    |
| 複式      | 3     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 特別支援    | 14    | 15    | 15    | 18    | 19    |
| 児童数(人)  | 1,194 | 1,166 | 1,135 | 1,129 | 1,123 |
| 男児      | 599   | 590   | 573   | 557   | 554   |
| 女児      | 595   | 576   | 562   | 572   | 569   |
| 教員数(人)  | 121   | 112   | 113   | 115   | 120   |
| 職員数(人)  | 25    | 26    | 25    | 25    | 26    |

資料：市教育委員会 各年度5月1日現在

## (2) 中学校

本市内に中学校は5校あります。在校生徒数は減少傾向で推移しており、令和6年5月1日現在では582人となっています。

### ■中学校の状況

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数（校）  | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| 学級数（学級） | 34    | 35    | 34    | 31    | 33    |
| 単式      | 24    | 25    | 25    | 24    | 24    |
| 複式      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 特別支援    | 10    | 10    | 9     | 7     | 9     |
| 生徒数（人）  | 722   | 715   | 675   | 622   | 582   |
| 男子      | 367   | 361   | 334   | 318   | 295   |
| 女子      | 355   | 354   | 341   | 304   | 287   |
| 教員数（人）  | 83    | 85    | 90    | 84    | 92    |
| 職員数（人）  | 20    | 20    | 20    | 21    | 13    |

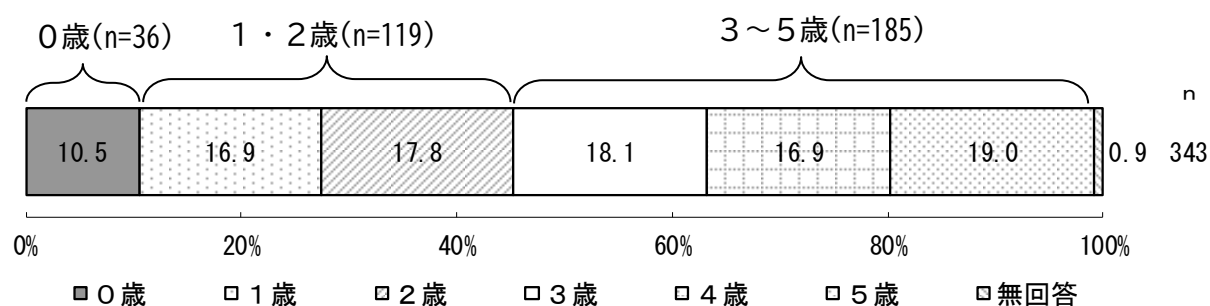
資料：市教育委員会 各年度5月1日現在



## 6 ニーズ調査結果の概要

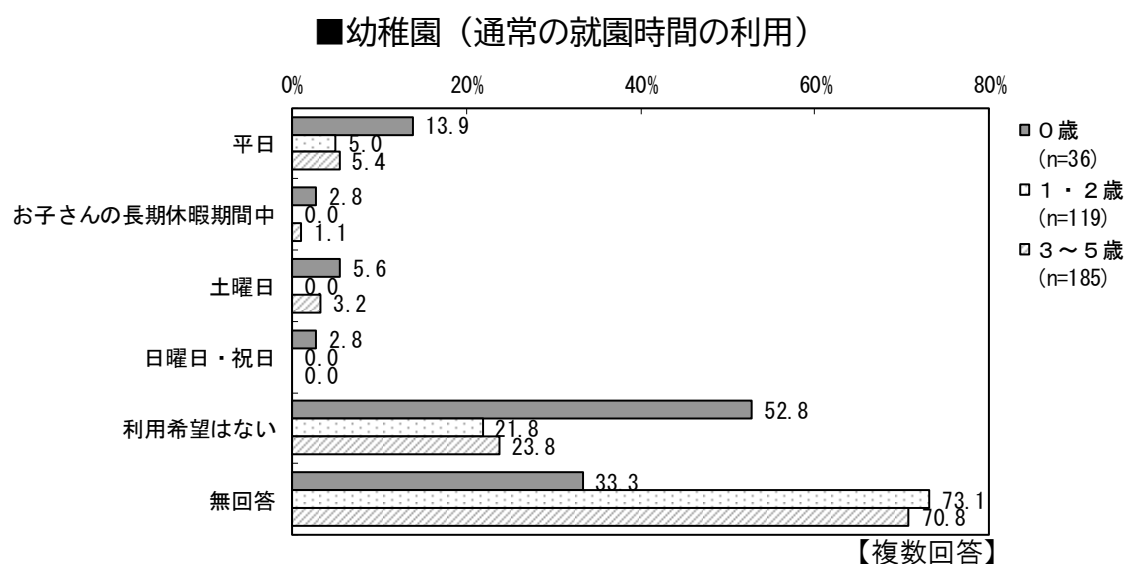
### (1) 未就学児童保護者対象

子どもの年齢を教育・保育提供区分に即しての「0歳」、「1・2歳」、「3～5歳」の3群に集約してクロス集計を行いました。

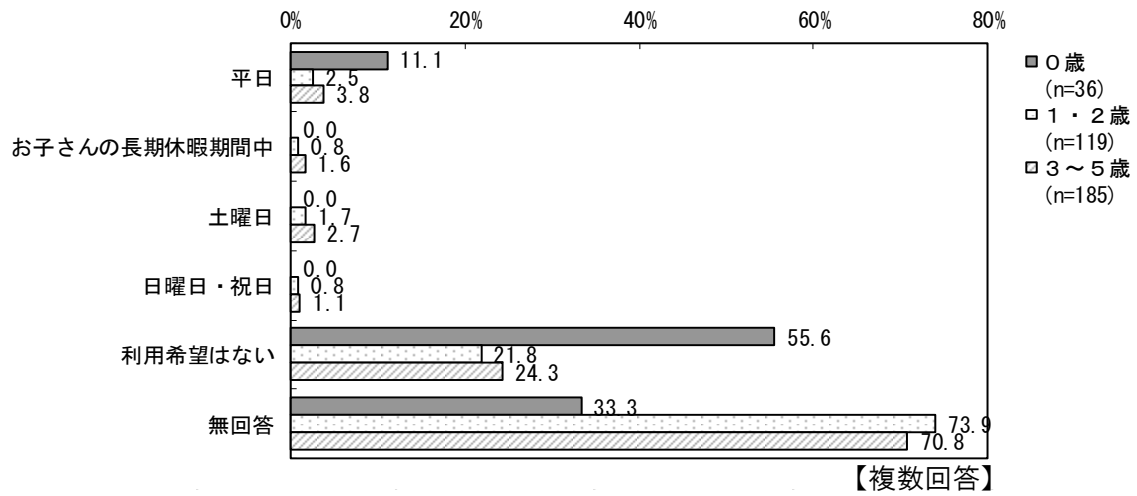


### ① 主要な教育・保育事業の定期的な利用希望日

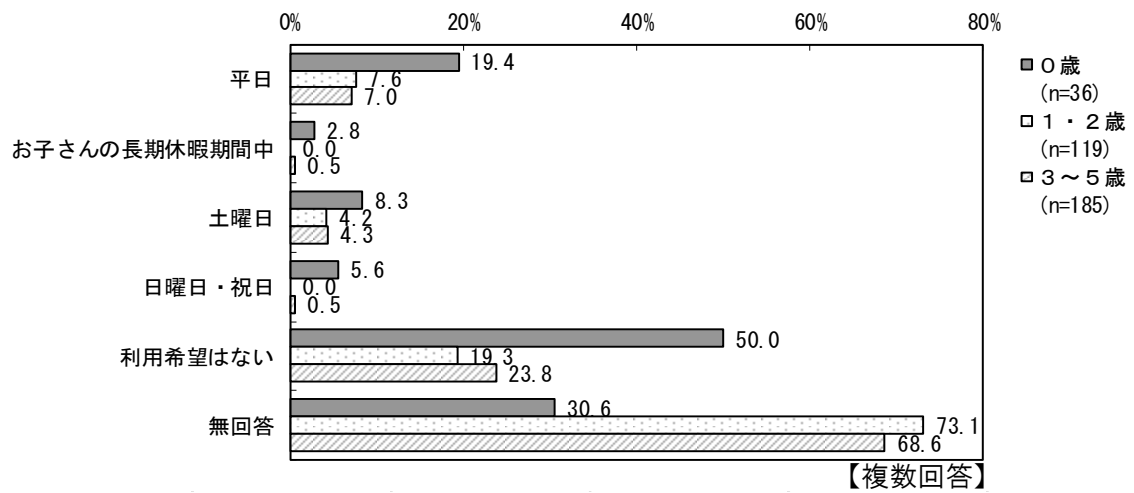
主要な教育・保育事業の定期的な利用希望日は、「0歳」、「1・2歳」、「3～5歳」のいずれも、「認定こども園」の平日、土曜日に多くの意向を示しています。また、「0歳」は、「認可保育所」の平日についても19.4%となっています。



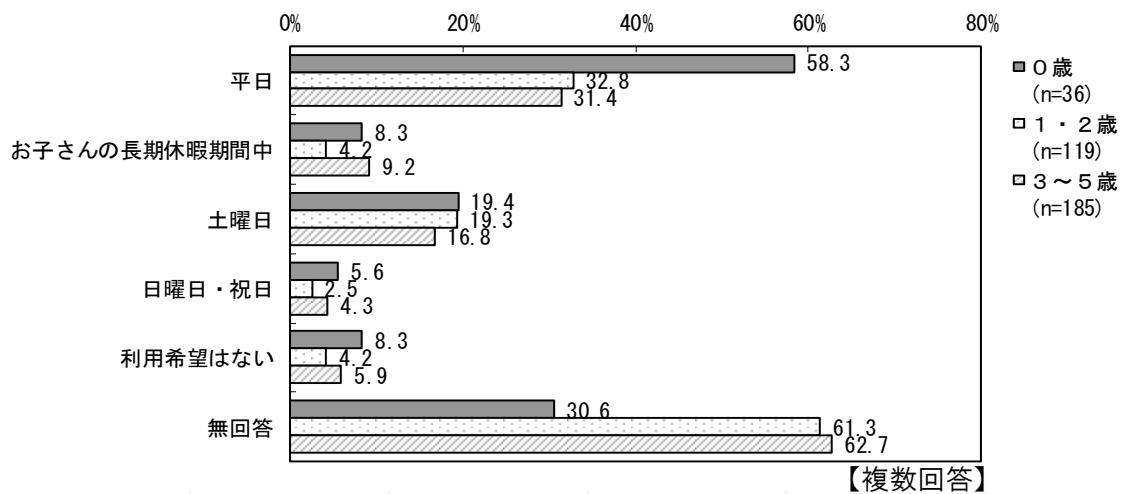
### ■幼稚園の預かり保育



### ■認可保育所

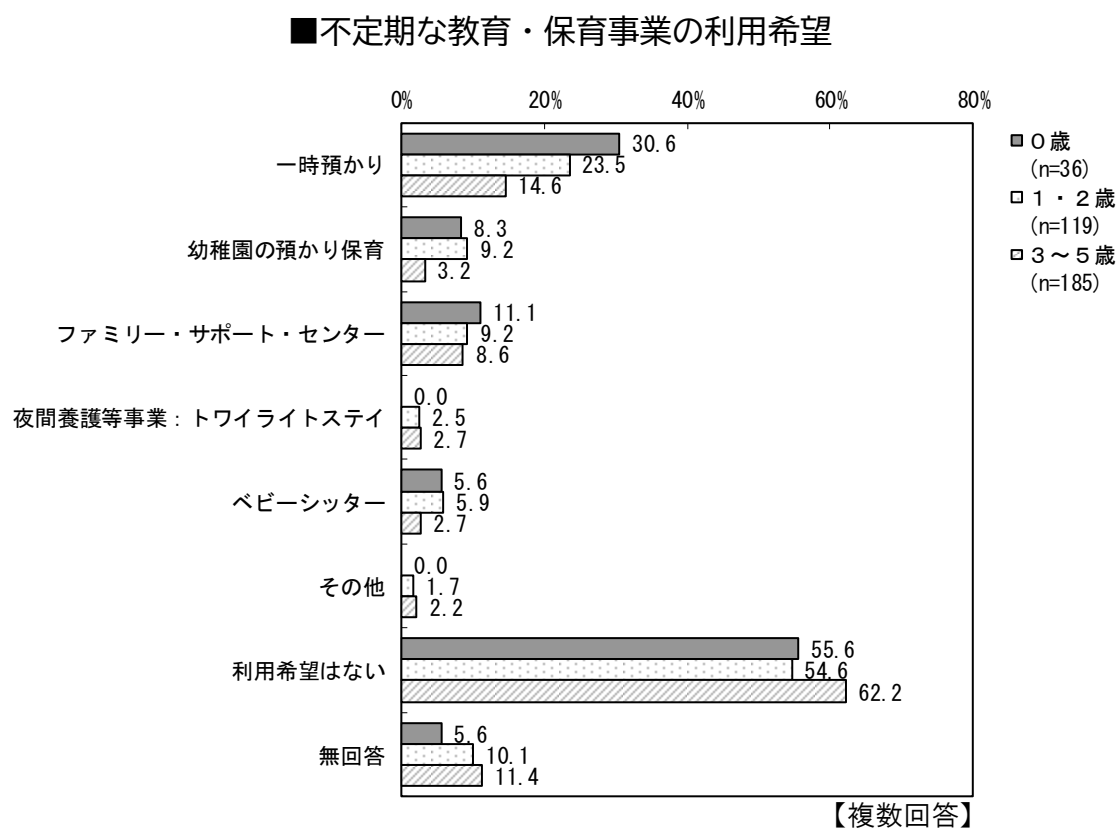


### ■認定こども園



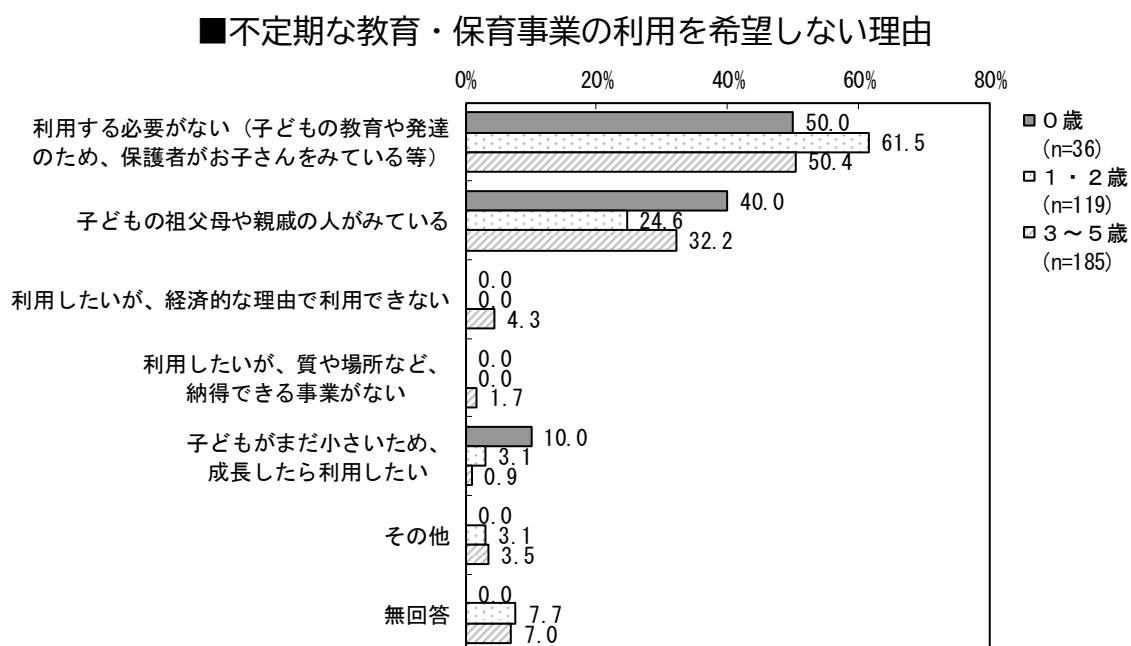
## ②不定期な教育・保育事業の利用希望

不定期な教育・保育事業の利用希望は、「利用希望はない」が5～6割を占めます。意向の示された事業としては「一時預かり」が最も多いが、年齢区分が上がるにつれ意向の割合が低下しています。



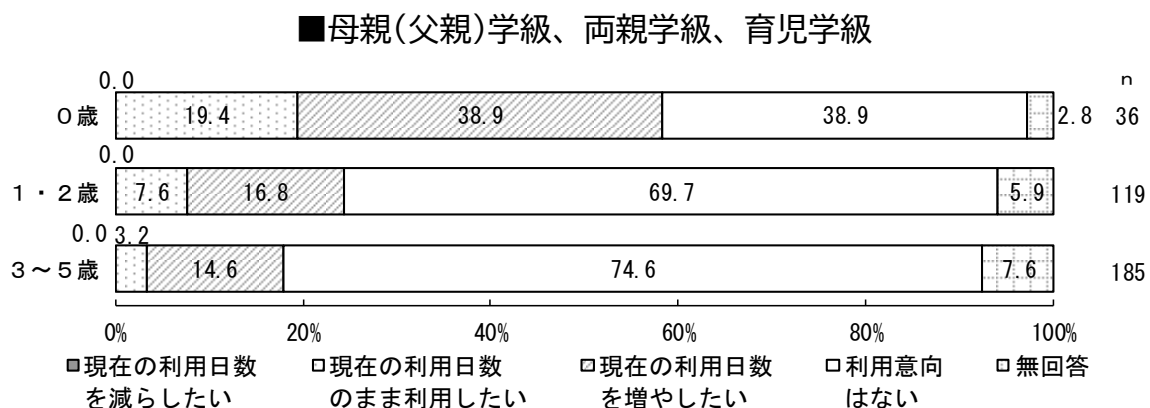
### ③不定期的な教育・保育事業の利用を希望しない理由

不定期的な教育・保育事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない(子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等)」が最上位にあげられています。

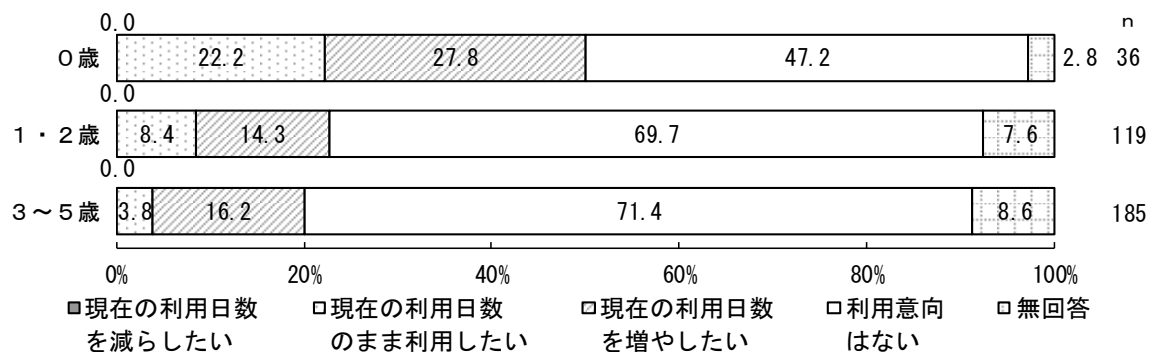


### ④地域の子育て支援事業の利用意向

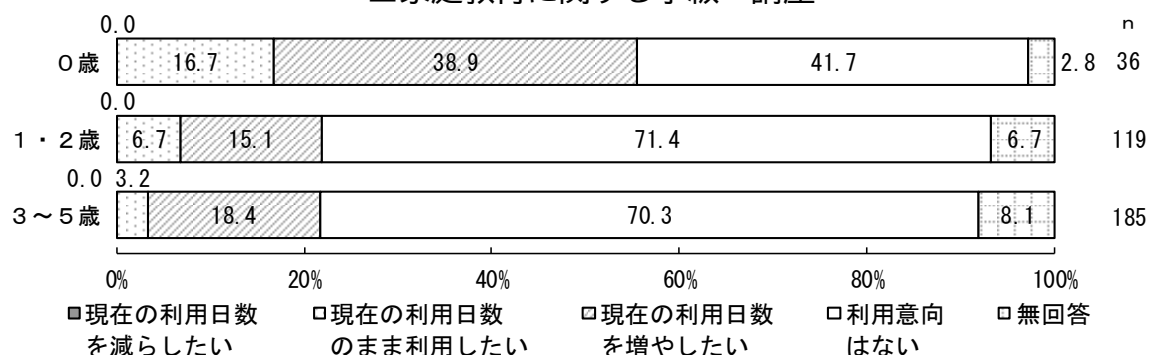
地域の子育て支援事業の利用意向では、各事業とも「0歳」は「現在の利用日数のまま利用したい」、「現在の利用日数を増やしたい」が多く、「1・2歳」及び「3～5歳」は「利用意向はない」が多くなっています。



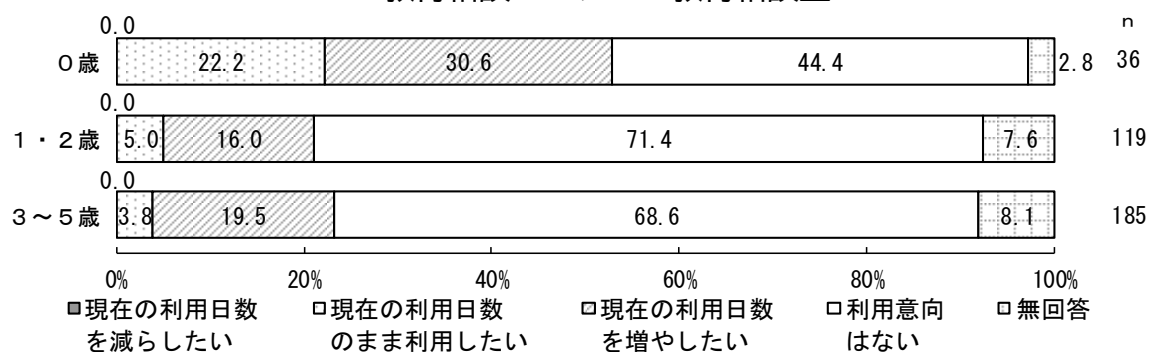
### ■保健センターの情報・相談事業



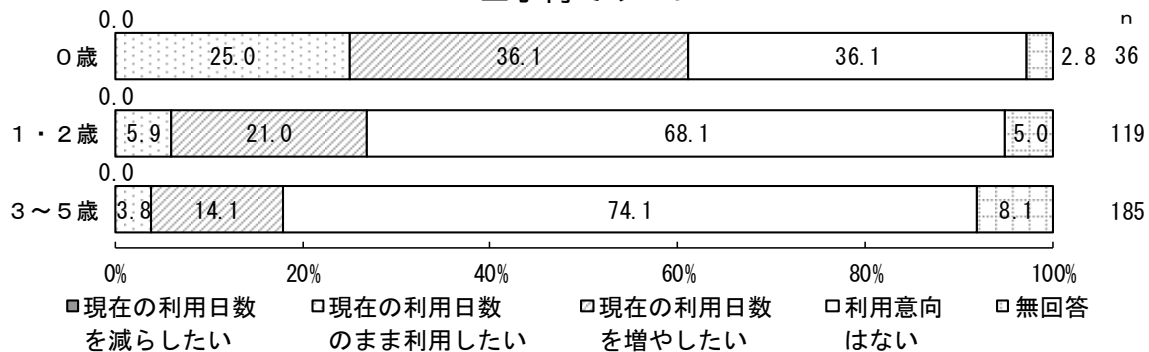
### ■家庭教育に関する学級・講座



### ■教育相談センター・教育相談室

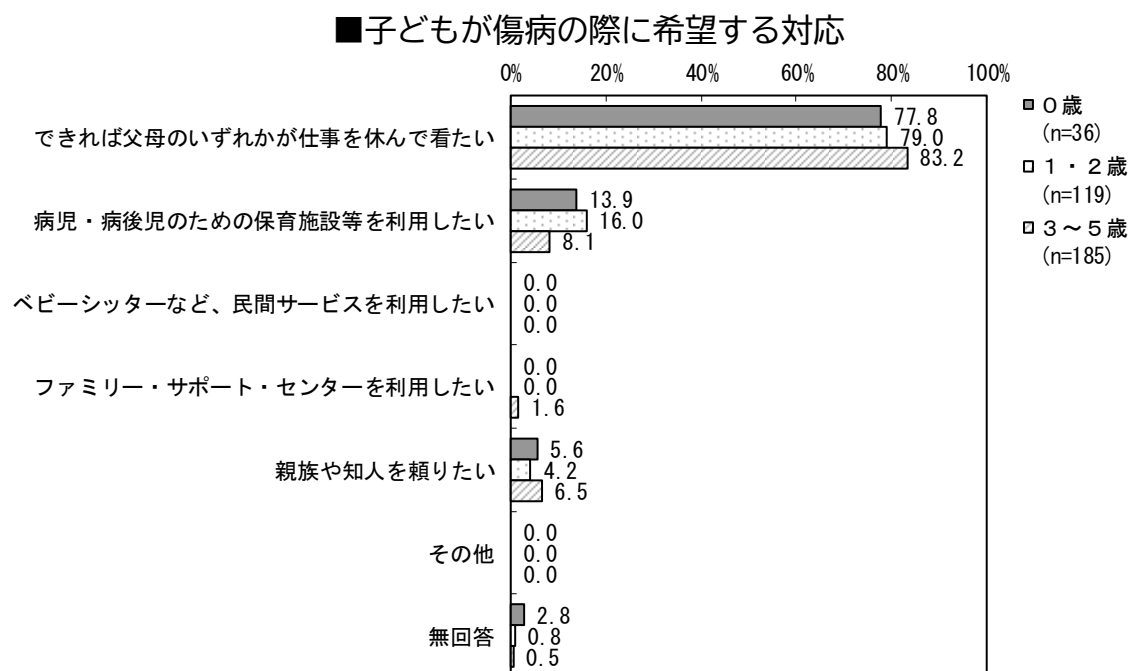


### ■子育てサロン



## ⑤子どもが傷病の際に希望する対応

子どもが傷病の際に希望する対応は、いずれの年齢区分とも「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が約8割を占めます。

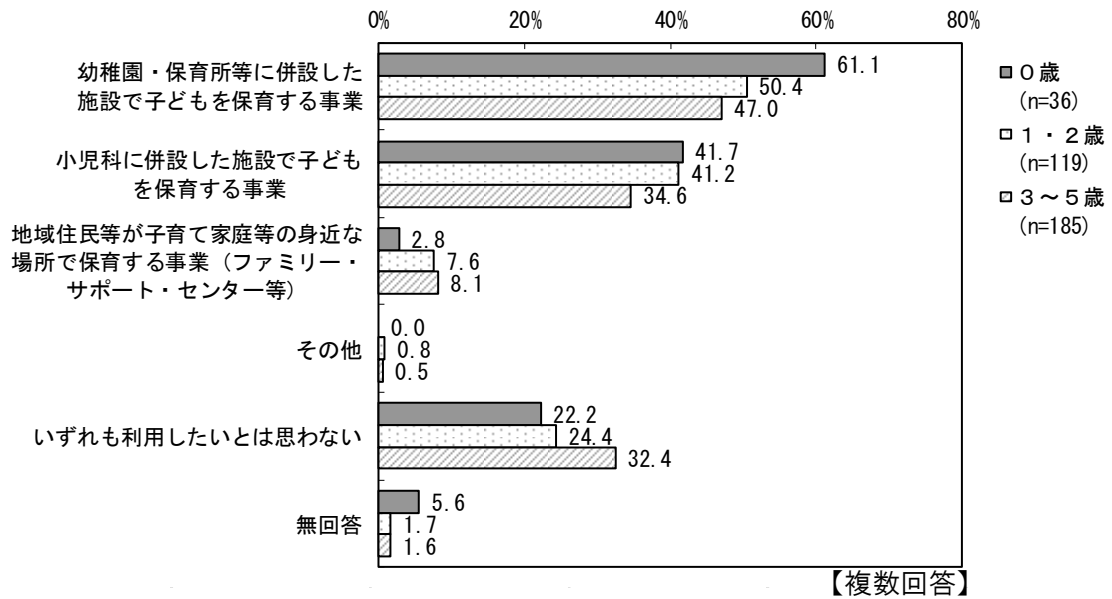


## ⑥病児・病後児保育施設等の利用希望と希望しない理由

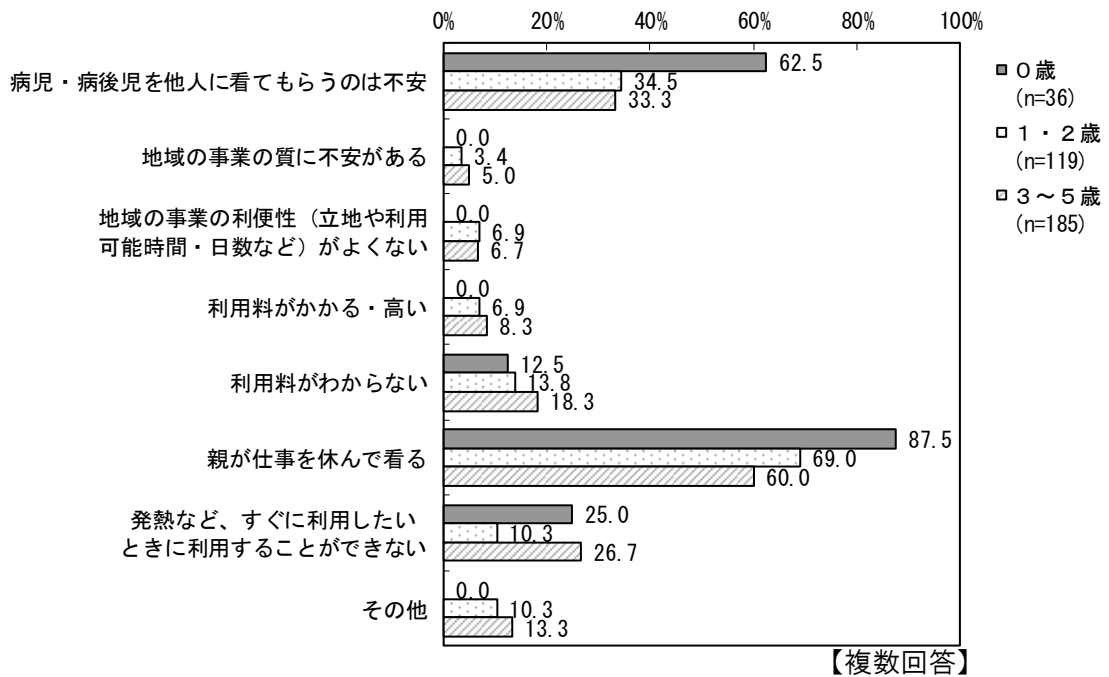
病児・病後児保育施設等の利用希望は、いずれの年齢区分とも「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が最も多く、次いで「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」があげられています。

また、「いずれも利用したいとは思わない」と回答した理由は、いずれの年齢区分とも「親が仕事を休んで看る」が最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」があげられています。

## ■病児・病後児保育施設等の利用希望

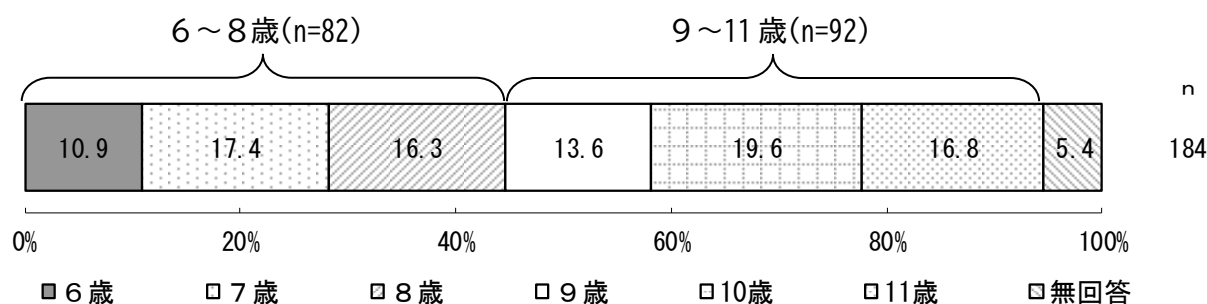


## ■希望しない理由



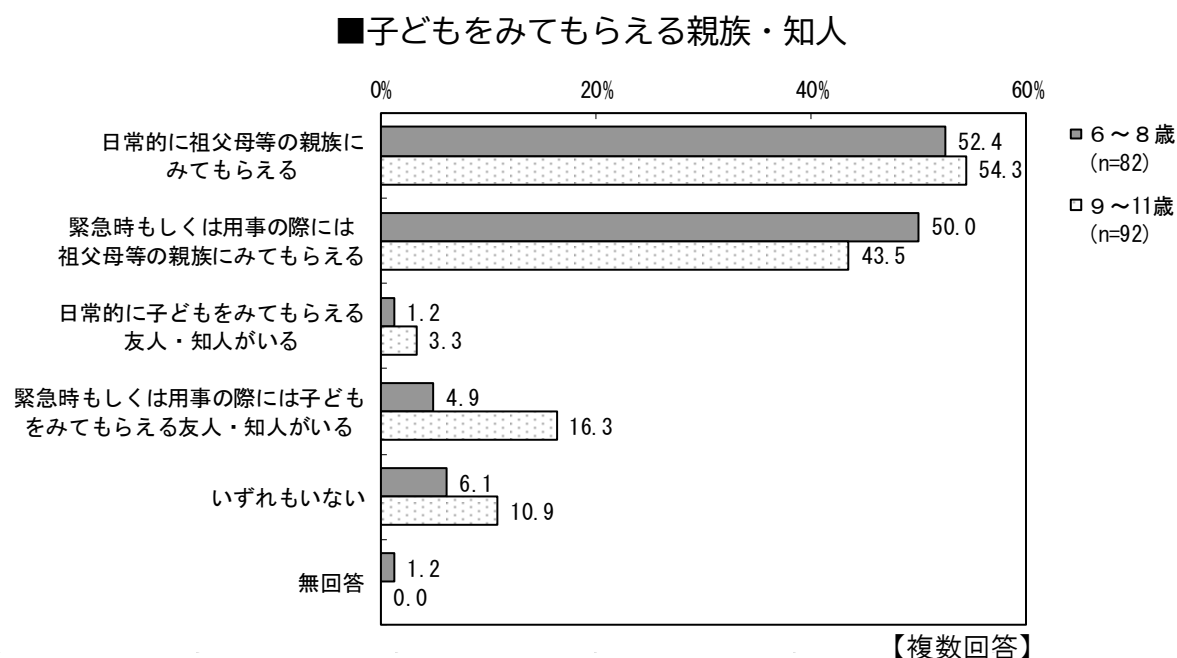
## (2) 小学生児童保護者対象

子どもの年齢を小学校低学年である「6～8歳」と高学年である「9～11歳」の2群に集約してクロス集計を行いました。



### ①子どもをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる親族・知人は、「6～8歳」、「9～11歳」のいずれも、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」及び「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」を上位にあげ、親族を頼る傾向が強くなっています。「いずれもない」は、「6～8歳」が6.1%、「9～11歳」が10.9%となっています。

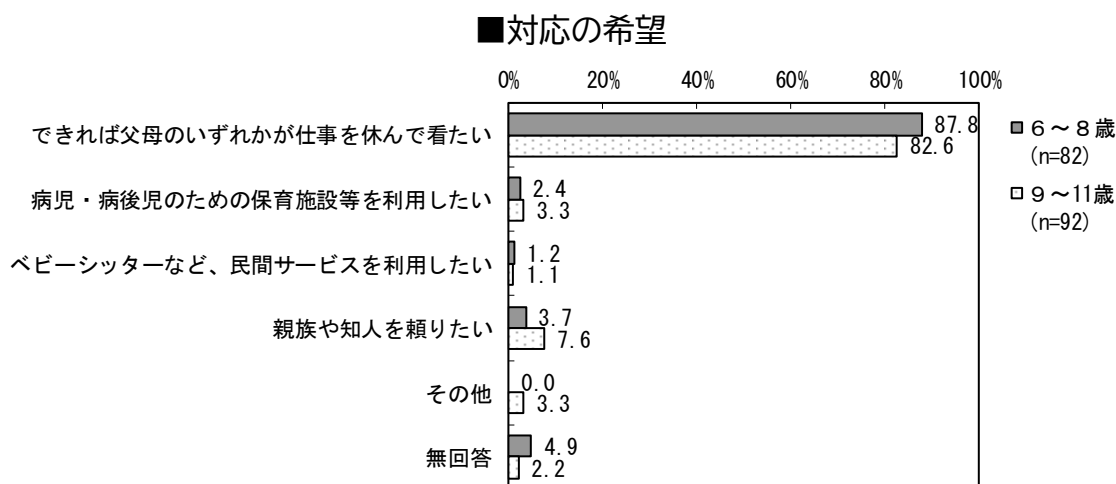
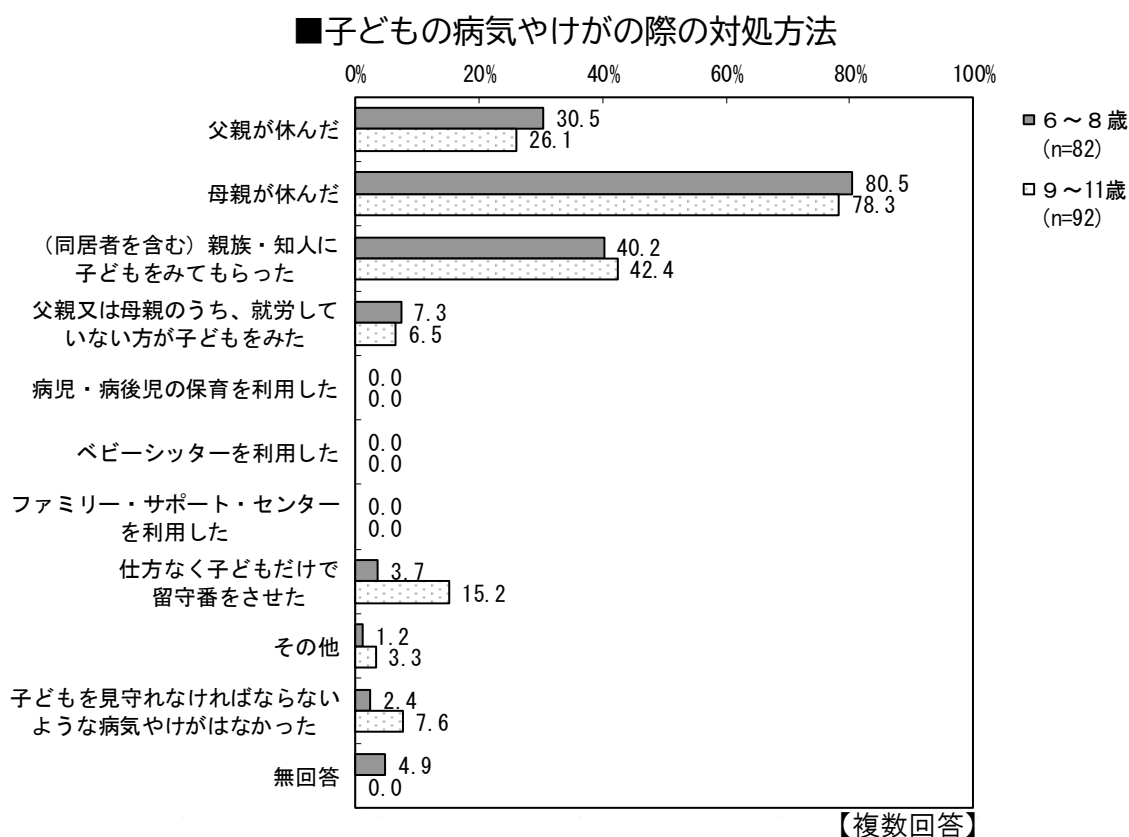




## ②子どもの病気やけがの際の対処方法と対応の希望

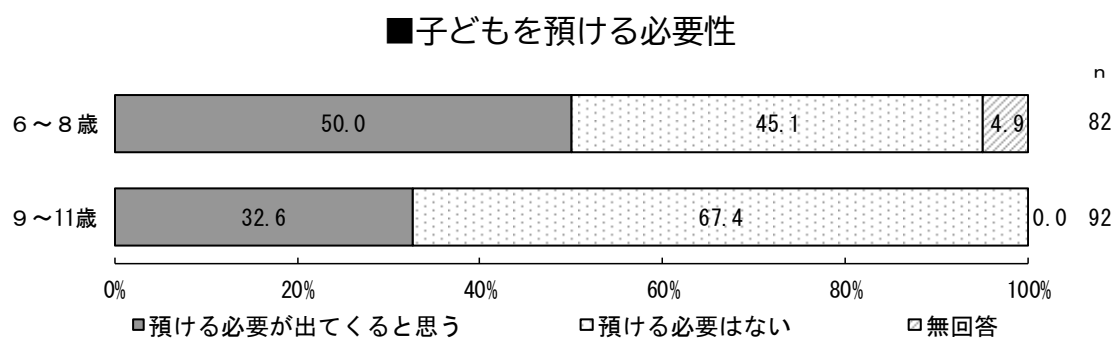
いずれの年齢区分も、「母親が休んだ」が最上位で約8割、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が約4割、「父親が休んだ」が約3割となっています。

一方、対応の希望は、いずれも「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が8割台であり、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」等のサービス利用の意向は1～3%台となっています。



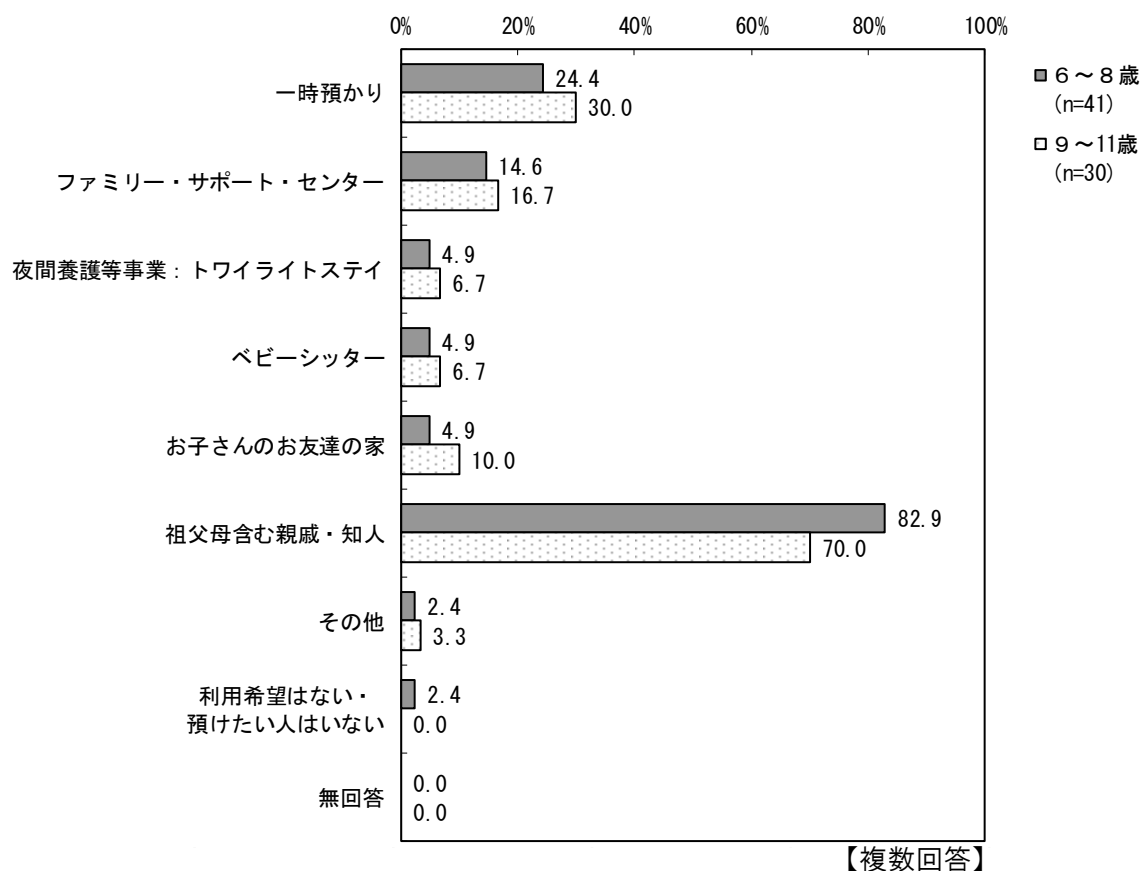
### ③子どもを預ける必要性和利用希望事業等

子どもを預ける必要性は「6～8歳」が50.0%、「9～11歳」が32.6%となっています。また、預ける場合の事業や預け先は「祖父母含む親戚・知人」が7～8割で最も多く、次いで「一時預かり」が2～3割となっています。



### ■預ける場合の利用希望事業や預け先

※「預ける必要が出てくると思う」を選んだ方が回答



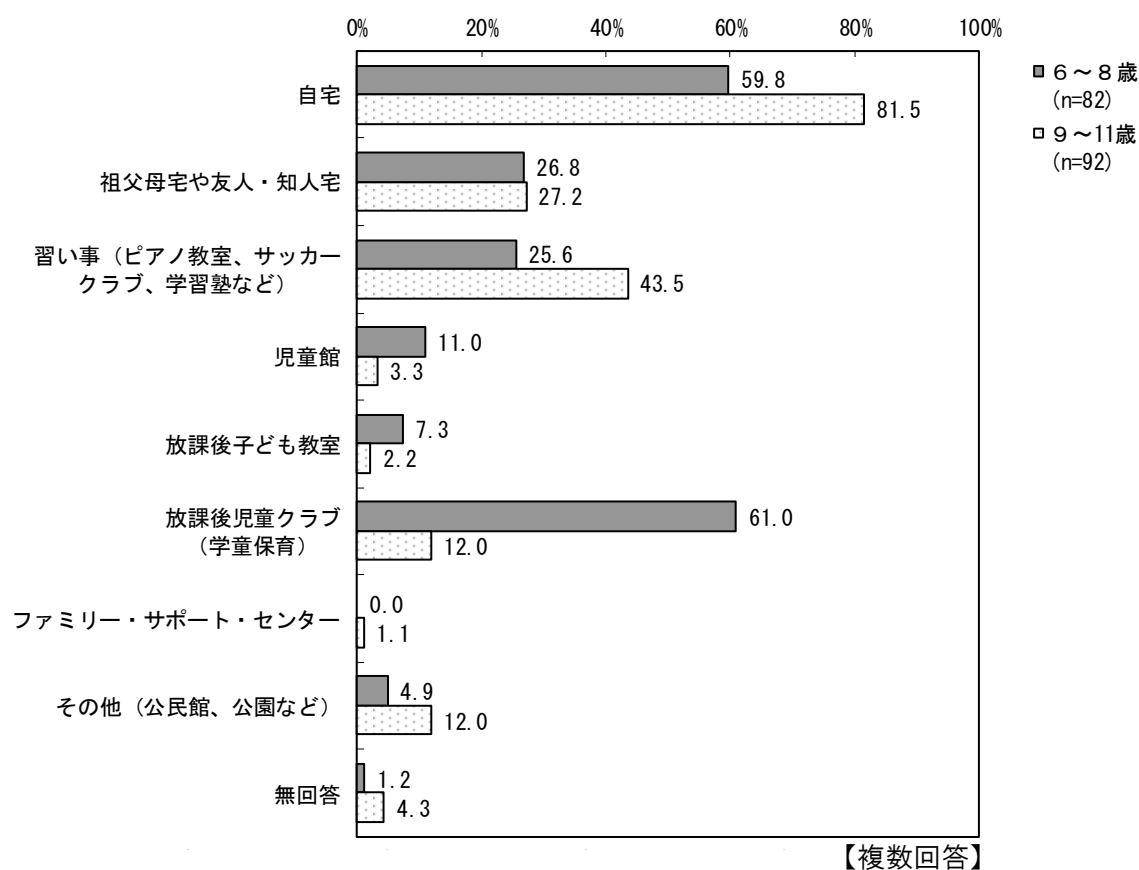
#### ④放課後に過ごさせたい、または、過ごしていた場所

「6～8歳」は「放課後児童クラブ（学童保育）」が61.0%、「自宅」が59.8%とそれぞれ約6割となっています。

一方、「9～11歳」は「自宅」が81.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカー клуб、学習塾など）」が43.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が27.2%の順となっています。

#### ■放課後に過ごさせたい、または、過ごしていた場所

※「6～8歳」は「1～3年生」時の回答、「9～11歳」は「4～6年生」時の回答で作成



## ⑤学校休業日の放課後児童クラブの利用状況・利用意向

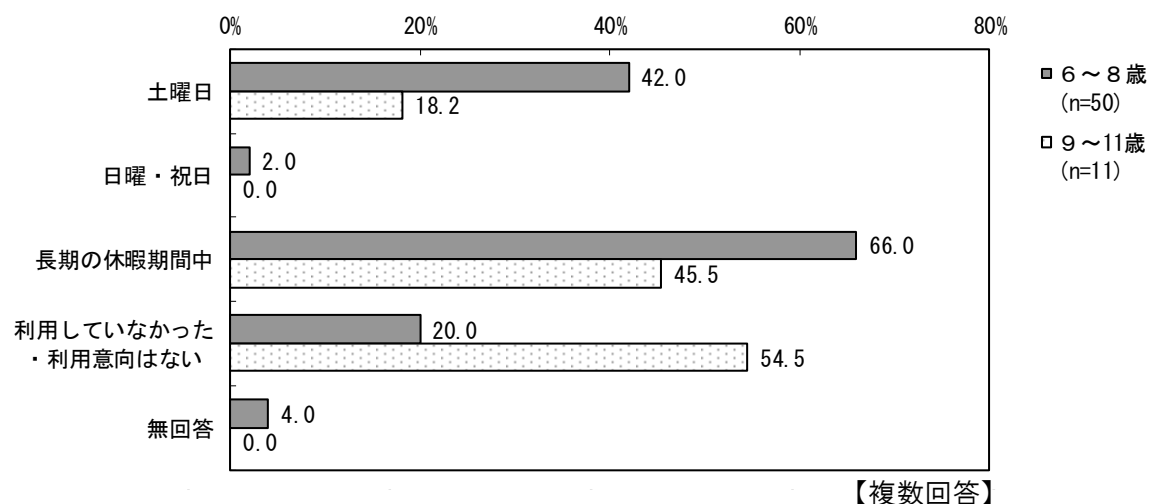
※放課後に過ごさせたい、または、過ごしていた場所に「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方が回答

土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中における、放課後児童クラブの利用希望について、「6～8歳」は「長期の休暇期間中」が66.0%、「土曜日」が42.0%、「利用していなかった・利用意向はない」が20.0%となっています。

一方、「9～11歳」は「利用していなかった・利用意向はない」が54.5%、「長期の休暇期間中」が45.5%、「土曜日」が18.2%の順となっています。

### ■学校休業日の放課後児童クラブの利用状況・利用意向

※「6～8歳」は「1～3年生」時の回答、「9～11歳」は「4～6年生」時の回答で作成



## 第3章 子ども・子育て支援事業計画の評価

### 1 子ども・子育て支援事業計画の評価

#### (1) 教育・保育施設

##### ① 1号認定（幼児期の教育）【3～5歳】

利用実績は、令和5年度まで減少傾向で推移し、令和6年度は横ばいの79人となっています。また、各年度とも計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 112   | 102   | 82    | 79    | 79    |
| 第2期計画値(b) | 156   | 153   | 144   | 131   | 119   |
| 対計画比(a÷b) | 71.8% | 66.7% | 56.9% | 60.3% | 66.4% |

##### ② 2号認定（幼児期の保育）【3～5歳】

利用実績は、減少傾向で推移し、令和6年度は356人となっています。各年度とも計画値を上回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績(a)   | 463    | 454    | 438    | 393    | 356    |
| 第2期計画値(b) | 433    | 424    | 399    | 363    | 329    |
| 対計画比(a÷b) | 106.9% | 107.1% | 109.8% | 108.3% | 108.2% |

### ③3号認定【0歳】

利用実績は、令和3年度以降、減少傾向で推移し、令和6年度は66人となっています。令和5年度以降、計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 101    | 109    | 96     | 79    | 66    |
| 第2期計画値(b) | 89     | 95     | 91     | 85    | 80    |
| 対計画比(a÷b) | 113.5% | 114.7% | 105.5% | 92.9% | 82.5% |

### ④3号認定【1～2歳】

利用実績は、令和5年度を除き、減少傾向で推移し、令和6年度は238人となっています。各年度とも計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 281   | 253   | 248   | 256   | 238   |
| 第2期計画値(b) | 298   | 299   | 284   | 268   | 254   |
| 対計画比(a÷b) | 94.3% | 84.6% | 87.3% | 95.5% | 93.7% |

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ①利用者支援事業

令和6年度にこども家庭センターを設置しました。妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭個々の状況に応じた支援を切れ目なく実施しています。

#### ■第2期計画の実績 (箇所)

|           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施か所数(a)  | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 第2期計画値(b) | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 対計画比(a÷b) | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

## ②地域子育て支援拠点事業

利用実績は、令和5年度を除き、減少傾向で推移し、令和6年度は581人となっています。各年度とも計画値を下回る利用実績となっています。

### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 777   | 556   | 455   | 635   | 581   |
| 第2期計画値(b) | 2,196 | 2,167 | 2,138 | 2,109 | 2,109 |
| 対計画比(a÷b) | 35.4% | 25.7% | 21.3% | 30.1% | 27.5% |

## ③妊婦健康診査

利用実績は、令和3年度以降、減少傾向で推移し、令和6年度は122人となっています。令和5年度以降、計画値を下回る利用実績となっています。

### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 156   | 186    | 171    | 151   | 122   |
| 第2期計画値(b) | 160   | 159    | 158    | 158   | 158   |
| 対計画比(a÷b) | 97.5% | 117.0% | 108.2% | 95.6% | 77.2% |

## ④乳児家庭全戸訪問事業

利用実績は、令和4年度に増加しましたが、令和5年度以降は減少に転じ、令和6年度は96人となっています。令和5年度以降、計画値を下回る利用実績となっています。

### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 192    | 84    | 117   | 100   | 96    |
| 第2期計画値(b) | 135    | 134   | 133   | 133   | 133   |
| 対計画比(a÷b) | 142.2% | 62.7% | 88.0% | 75.2% | 72.2% |

#### ⑤一時預かり事業（幼稚園型）

利用実績は、令和5年度まで減少傾向で推移し、令和6年は横ばいで15,240人となっています。令和5年度以降、計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績(a)   | 21,909 | 18,884 | 16,585 | 15,240 | 15,240 |
| 第2期計画値(b) | 17,488 | 17,152 | 16,459 | 15,909 | 15,886 |
| 対計画比(a÷b) | 125.3% | 110.1% | 100.8% | 95.8%  | 95.9%  |

#### ⑥一時預かり事業（一般型）

利用実績は、令和4年度まで増加傾向で推移しましたが、令和5年度以降は減少し、令和6年度は514人となっています。令和5年度以降、計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 579   | 662   | 905   | 567   | 514   |
| 第2期計画値(b) | 1,214 | 1,101 | 1,098 | 1,085 | 1,080 |
| 対計画比(a÷b) | 47.7% | 60.1% | 82.4% | 52.3% | 47.6% |

#### ⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

低学年の利用実績は、令和5年度から増加しており、令和6年度は295人となっています。各年度とも、計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績・低学年 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 254   | 246   | 241   | 280   | 295   |
| 第2期計画値(b) | 301   | 315   | 302   | 314   | 308   |
| 対計画比(a÷b) | 84.4% | 78.1% | 79.8% | 89.2% | 95.8% |



高学年年の利用実績も、令和5年度から増加しており、令和6年度は69人となっています。各年度とも、計画値を上回る利用実績となっています。

■第2期計画の実績・高学年 (人)

|           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績(a)   | 62     | 48     | 50     | 53     | 69     |
| 第2期計画値(b) | 51     | 48     | 47     | 45     | 47     |
| 対計画比(a÷b) | 121.6% | 100.0% | 106.4% | 117.8% | 146.8% |

⑧延長保育事業

利用実績は、減少傾向で推移し、令和6年度は162人となっています。各年度とも、計画値を下回る利用実績となっています。

■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 205   | 201   | 190   | 167   | 162   |
| 第2期計画値(b) | 404   | 387   | 400   | 391   | 392   |
| 対計画比(a÷b) | 50.7% | 51.9% | 47.5% | 42.7% | 41.3% |

⑨病児保育事業

利用実績は、令和5年度から増加しており、令和6年度は45人となっています。各年度とも、計画値を下回る利用実績となっています。

■第2期計画の実績 (人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績(a)   | 31    | 40    | 31    | 36    | 45    |
| 第2期計画値(b) | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |
| 対計画比(a÷b) | 62.0% | 80.0% | 62.0% | 72.0% | 90.0% |

## 2 本市の課題

### (1) 幼児期の教育・保育施設の充実に関して

- ◎未就学児童保護者対象のアンケート調査では、「主要な教育・保育事業の定期的な利用希望日」として0歳児の保護者は、1歳児の保護者よりも「認定こども園」の平日の利用希望が多くなっています。今後も利用ニーズの状況を注視し、意向に対応した保育サービス量の確保が必要です。
- ◎子どもがいる世帯の核家族化が進行しています。子育てに関する知識や経験の継承がさらに難しくなる状況も想定されることから、「保護者として成長」するための学習の場が求められます。
- ◎子育て世代の女性の労働力率が上昇しています。就労する母親の増加とともに、共働き世帯も増加することが見込まれることから、引き続き、多様な保育サービスの充実が必要です。

### (2) 子ども・子育て支援施策の充実に関して

- ◎未就学児童保護者対象のアンケート調査では、「地域の子育て支援事業の利用意向」として、0歳児の保護者は、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」、「保健センターの情報・相談事業」、「家庭教育に関する学級・講座」、「教育相談センター・教育相談室」、「子育てサロン」のいずれも「現在の利用日数を増やしたい」とする意向が1歳児の保護者よりも多くなっています。今後も各事業の利用ニーズの状況を注視し、意向に対応したサービス量を確保することが必要です。
- ◎小学生児童保護者対象のアンケート調査では、「子どもを預ける場合の利用希望事業や預け先」として約3割は「一時預かり」をあげています。今後も利用ニーズの状況を注視し、意向に対応したサービス量の確保が必要です。
- ◎また、「放課後に過ごさせたい、または、過ごしていた場所」として低学年は約6割が「放課後児童クラブ」をあげ、また、学校休業日では、「長期の休暇期間中」、「土曜日」の利用意向が高くなっています。今後も利用ニーズの状況を注視し、意向に対応したサービス量の確保が必要です。
- ◎男女とも30歳代の未婚率が上昇する中、本市の合計特殊出生率は国、県を下回る水準となっています。子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図りながら、「安心して子育てができる」ことを全市的に浸透させていくことが求められます。

### （３）専門性の高い支援の充実に関して

- ◎令和６年度にこども家庭センターを設置しました。妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭個々の状況に応じた支援を切れ目なく実施する拠点として、その認知度を高めていく必要があります。
- ◎「成育医療等基本方針」も踏まえた評価では、低出生体重児の割合が高く推移しており、その要因となる妊婦やその夫（パートナー）の喫煙率の高さ、若年女性のやせもみられプレコンセプションに基づいた取組が必要です。
- ◎幼児のう歯保有率も依然として高く、児童・生徒の肥満傾向児の割合も多いことから、生活習慣と健康づくりの関係を学び、ヘルスリテラシーの向上を図る取組が必要です。
- ◎各種支援事業の実施を通じて、子育て世帯の孤立を防ぐとともに、要保護児童の早期発見や児童虐待の未然防止等の取組が必要です。
- ◎相談内容に応じて相談事業相互が連携を取り合いながら、児童や保護者への支援につなげる仕組みが必要です。
- ◎子育て支援のための多様なサービスがあります。必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供をさらに強化していくことが求められます。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する基礎となる、重要な未来への投資であり、市全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。

また、市が令和3年に策定した「第2次つがる市総合計画」は、まちの将来像として「1 未来に希望を感じる活力あるまち」、「2 思いやりとやさしさにあふれるまち」を掲げ、その基本施策の1つを「結婚・出産・子育て支援の充実」としています。

本計画は、第2期計画で掲げた基本理念「子ども・親・地域が手をつなぎ 笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子」を継承しつつ、「第2次つがる市総合計画」の分野計画としての調和を図ることから、基本理念を「子ども・親・地域が手をつなぎ 笑顔と希望をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子」として必要な施策を計画的、体系的に実施します。

#### 基本理念

子ども・親・地域が手をつなぎ

笑顔と希望をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子

## 2 基本的な視点

### 1 全ての子どもの幸せの視点

---

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

### 2 保護者の成長を支援する視点

---

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、保護者としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

### 3 地域全体での子育ての視点

---

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

### 3 計画の体系

計画における体系は以下のとおりです。

| 基本理念                                               | 基本的な視点                              | 基本目標                         | 基本施策                       |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|----------------------------|
| <p>子ども・親・地域が手をつなぎ<br/>笑顔と希望をはぐくむ 幸せいっぱい つながるっ子</p> | <p>全ての<br/>子どもの<br/>幸せの<br/>視点</p>  | <p>1 幼児期の教育・<br/>保育施設の確保</p> | ニーズに対応した教育・保育施設の確保         |
|                                                    |                                     |                              | 教育・保育の一体的提供の推進             |
|                                                    |                                     |                              | 教育・保育施設の質の向上               |
|                                                    |                                     |                              | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保    |
|                                                    | <p>保護者の<br/>成長を<br/>支援する<br/>視点</p> | <p>2 子ども・子育て<br/>支援の充実</p>   | 地域子ども・子育て支援事業の充実           |
|                                                    |                                     |                              | 地域ぐるみの子育て支援の推進             |
|                                                    |                                     |                              | 経済的負担の軽減                   |
|                                                    |                                     |                              | 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進       |
|                                                    | <p>地域全体<br/>での<br/>子育て<br/>の視点</p>  | <p>3 専門性の高い支<br/>援の充実</p>    | 児童虐待防止対策の充実                |
|                                                    |                                     |                              | ひとり親家庭の自立支援の推進             |
|                                                    |                                     |                              | 子どもの健やかな成長の支援と妊産婦、保護者支援の推進 |
|                                                    |                                     |                              | 子どもの貧困対策の推進                |

## 第5章 幼児期の教育・保育施設の確保

### 【基本目標1】

#### 1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

#### ■制度の全体像

| 子ども・子育て支援給付 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 地域子ども・子育て支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育・保育給付     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul> </li> <li>●地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）</li> <li>・家庭的保育（利用定員5人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul> </li> <li>●子どものための施設等利用給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園（未移行）</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・預かり保育事業</li> <li>・認可外保育施設等</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・妊婦健診</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> <li>・子育て世帯訪問支援事業</li> <li>・児童育成支援拠点事業</li> <li>・親子関係形成支援事業</li> <li>・妊婦等包括相談支援事業</li> <li>・乳児等通園支援事業</li> <li>・産後ケア事業</li> </ul> |
| 現金給付        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童手当</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所等の計画的な基盤整備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいきます。

## 2 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分または事業毎に設定することもできます。

本市では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を市全体で1区域と設定します。

## 3 支給認定区分

教育・保育施設及び事業の利用に当たっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業等は、以下のとおりです。

### ■利用できる主な施設及び事業

| 認定区分 | 年齢      | 保育の必要性             | 主な利用施設               |
|------|---------|--------------------|----------------------|
| 1号認定 | 満3～5歳   | 学校教育<br>(保育の必要性なし) | 幼稚園、認定こども園           |
| 2号認定 | 3～5歳    | 保育の必要性あり<br>(保育認定) | 保育所、認定こども園           |
| 3号認定 | 0歳、1～2歳 | 保育の必要性あり<br>(保育認定) | 保育所、認定こども園、<br>地域型保育 |

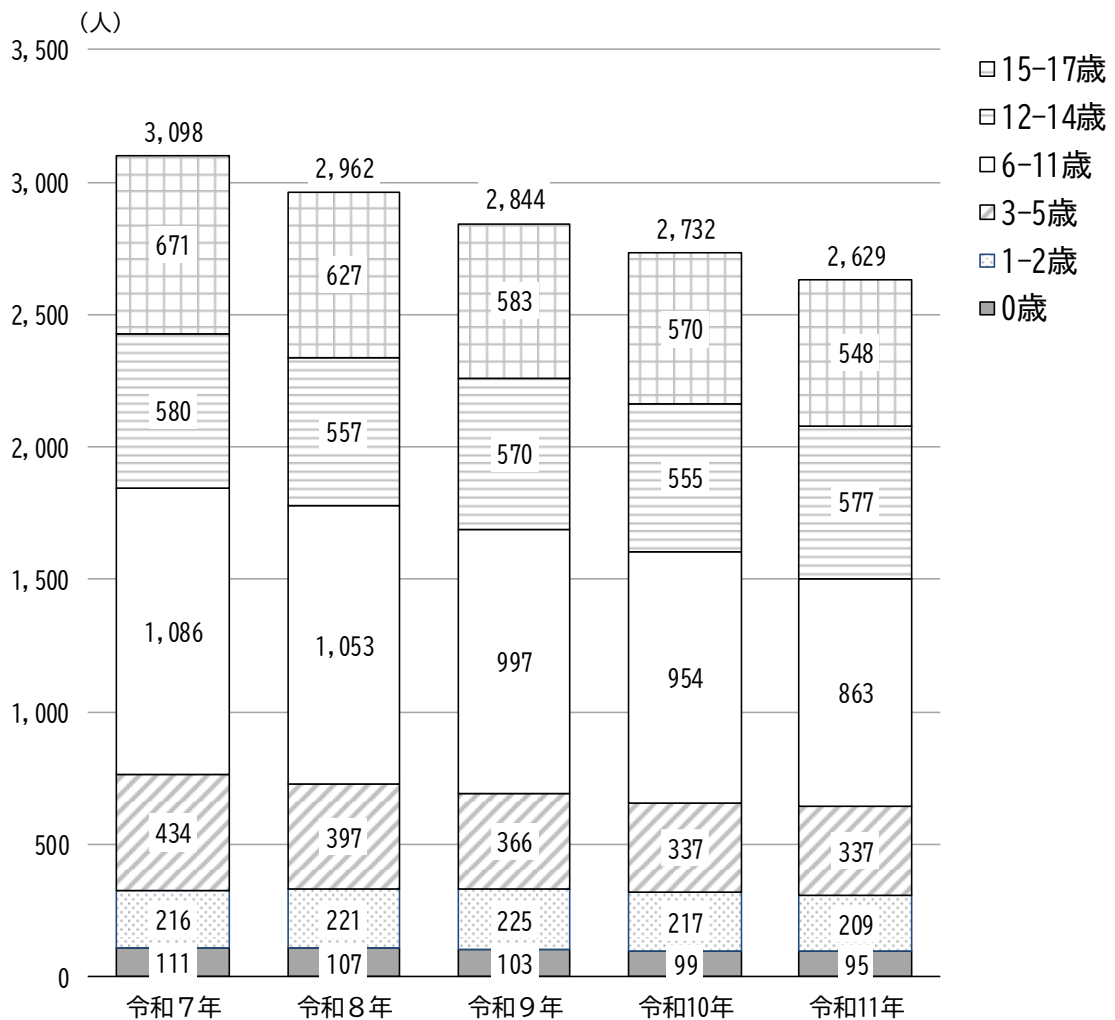


## 4 推計児童数

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※1により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、総数で令和7年の3,098人から令和11年の2,629人へ496人減少することが見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※1 コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 5 ニーズに対応した教育・保育施設の確保

### (1) 1号認定（幼児期の教育）【3～5歳】

1号認定の満3歳～5歳児の幼稚園若しくは認定こども園の幼稚園機能部分の教育ニーズについての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

少子化の進行により減少していく需要に対して、提供するサービス量が多い状況にあります。今後、必要により教育・保育施設の定員見直しも検討していきます。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

|        | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|--------|------|------|------|-------|-------|
| 量の見込み  | 83   | 76   | 70   | 65    | 65    |
| 確保方策   | 150  | 150  | 150  | 150   | 150   |
| 認定こども園 | 150  | 150  | 150  | 150   | 150   |
| 幼稚園    | -    | -    | -    | -     | -     |
| 過不足    | 67   | 74   | 80   | 85    | 85    |

### (2) 2号認定（幼児期の保育）【3～5歳】

2号認定の3～5歳児の保育所若しくは認定こども園の保育所機能部分の保育ニーズについての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

少子化の進行により減少していく需要に対して、提供するサービス量が多い状況にあります。今後、必要により教育・保育施設の定員見直しも検討していきます。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

|        | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|--------|------|------|------|-------|-------|
| 量の見込み  | 360  | 329  | 303  | 279   | 279   |
| 確保方策   | 402  | 402  | 402  | 402   | 402   |
| 認定こども園 | 331  | 331  | 331  | 331   | 331   |
| 保育所    | 71   | 71   | 71   | 71    | 71    |
| 過不足    | 42   | 73   | 99   | 123   | 123   |

### (3) 3号認定【0～2歳】

3号認定の0歳児、1歳児及び2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育のニーズについての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

少子化の進行により減少していく需要に対して、年齢区分での調整を要しますがサービス量は十分に確保されています。今後、必要により教育・保育施設の定員見直しも検討していきます。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

|        | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|--------|------|------|------|-------|-------|
| 量の見込み  | 292  | 292  | 293  | 283   | 272   |
| 0歳児    | 88   | 84   | 81   | 78    | 75    |
| 1歳児    | 88   | 90   | 92   | 89    | 85    |
| 2歳児    | 116  | 118  | 120  | 116   | 112   |
| 確保方策   | 332  | 332  | 332  | 332   | 332   |
| 認定こども園 | 254  | 254  | 254  | 254   | 254   |
| 0歳児    | 54   | 54   | 54   | 54    | 54    |
| 1歳児    | 87   | 87   | 87   | 87    | 87    |
| 2歳児    | 113  | 113  | 113  | 113   | 113   |
| 保育所    | 59   | 59   | 59   | 59    | 59    |
| 0歳児    | 14   | 14   | 14   | 14    | 14    |
| 1歳児    | 19   | 19   | 19   | 19    | 19    |
| 2歳児    | 26   | 26   | 26   | 26    | 26    |
| 認可外    | 19   | 19   | 19   | 19    | 19    |
| 0歳児    | 3    | 3    | 3    | 3     | 3     |
| 1歳児    | 7    | 7    | 7    | 7     | 7     |
| 2歳児    | 9    | 9    | 9    | 9     | 9     |
| 過不足    | 40   | 40   | 39   | 49    | 60    |

### (4) 産休・産休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

○産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。これまでの広報誌及びHPのほか、子育て応援ガイドブックを発行して情報を提供します。

○産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入れが可能な体制整備について検討します。

## 6 教育・保育の一体的提供の推進

### (1) 認定こども園への移行

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や教育・保育利用の要望に応じ、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、管内の民間保育所の認定こども園への移行促進を図ることとします。

### (2) 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

- 認定こども園、保育所、小学校の連携した取組を推進するための体制強化を図ります。
- 教育・保育施設等を利用しない家庭も含めた全ての子どもの成長・発達の連続した支援に向け、地域子育て支援センターや母子保健活動等と認定こども園、保育所、小学校等との連携した取組を促進します。

## 7 教育・保育施設の質の向上

### (1) 職員配置の充実

- 子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。
- 障がい児等特別な配慮が必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるように、保育士加配の改善に努めます。

### (2) 職員研修の充実

- 各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関・団体等が実施する外部研修への積極的な参加の働きかけを行います。

### (3) 安全・快適な施設・設備の整備

- 子どもの安全・安心を守るため、計画的な施設・設備の更新を行います。

#### （４）地域の子育て支援機能の強化

- 地域の子育て支援機能を担う拠点の一つとして、教育・保育施設等において、子育て家庭同士や地域住民との交流の場の充実や育児不安の解消等に向けた取組を促進します。

### ８ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑みた国の施策として幼児教育・保育の無償化が実施されており、幼稚園、保育所等の保育料は「子どものための教育・保育給付」、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料には「子育てのための施設等利用給付」が支給されます。

本市では、引き続き、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。

## 第6章 子ども・子育て支援の充実

### 【基本目標2】

#### 1 地域子ども・子育て支援事業の充実

##### (1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### ■量の見込みと確保方策 (箇所)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施か所数 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

##### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 562   | 535   | 512   | 482    | 473    |
| 確保方策  | 562   | 535   | 512   | 482    | 473    |

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■第3期計画の量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 178   | 171   | 165   | 158    | 153    |
| 確保方策  | 178   | 171   | 165   | 158    | 153    |

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 111   | 107   | 103   | 99     | 95     |
| 確保方策  | 111   | 107   | 103   | 99     | 95     |

### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その自宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

○養育支援が特に必要となっている家庭に対して、保健師、栄養士、助産師等がご家庭を訪問し、その状況に応じた専門的な相談支援を行うほか、「(15)子育て世帯訪問支援事業」の活用も視野に支援します。乳児家庭全戸訪問を行った方の5%程度を必要量と見込みます。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 6     | 6     | 6     | 5      | 5      |
| 確保方策  | 6     | 6     | 6     | 5      | 5      |



(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○今後、必要に応じて実施することとします。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

(人/日)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 8     | 8     | 8     | 7      | 7      |
| 確保方策  | 8     | 8     | 8     | 7      | 7      |

(8) ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○今後、必要に応じて実施を検討します。当面、圏域で行う「ファミリー・サポート・センター」の利用を勧めます。

## （９）一時預かり事業

### ①幼稚園在園児対象の一時預かり（幼稚園型）

認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業です。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 16,788 | 15,372 | 14,158 | 13,147 | 13,147 |
| 確保方策  | 16,788 | 15,372 | 14,158 | 13,147 | 13,147 |

### ②「①」以外の一時預かり（一般型）

一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 273   | 294   | 294   | 273    | 263    |
| 確保方策  | 273   | 294   | 294   | 273    | 263    |

## （10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、集会施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 341   | 314   | 291   | 287    | 262    |
| 低学年   | 273   | 244   | 223   | 224    | 206    |
| 高学年   | 68    | 70    | 68    | 63     | 56     |
| 確保方策  | 341   | 314   | 291   | 287    | 262    |

## (11) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 161   | 153   | 147   | 139    | 136    |
| 確保方策  | 161   | 153   | 147   | 139    | 136    |

## (12) 病児保育事業

次の3類型があり、本市では病後児対応型を行っています。

○病児対応型：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業

○病後児対応型：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業

○体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出す等「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業

### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 43    | 42    | 40    | 38     | 35     |
| 確保方策  | 43    | 42    | 40    | 38     | 35     |

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

○今後、必要に応じて実施することとします。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

○今後、必要に応じて実施することとします。

### (15) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

#### ■量の見込みと確保方策

(人日)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 8     | 8     | 8     | 7      | 7      |
| 確保方策  | 8     | 8     | 8     | 7      | 7      |

## (16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 24    | 23    | 22    | 22     | 21     |
| 確保方策  | 24    | 23    | 22    | 22     | 21     |

## (17) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

### ■量の見込みと確保方策 (人)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 確保方策  | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |

## (18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策 (回)

| 区分    | 令和7年度                                                          | 令和8年度                                                          | 令和9年度                                                          | 令和10年度                                                         | 令和11年度                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 量の見込み | 妊娠届出数：<br>114<br>1組当たり面<br>談回数：<br>3回<br>面談実施合計<br>回数：<br>342回 | 妊娠届出数：<br>109<br>1組当たり面<br>談回数：<br>3回<br>面談実施合計<br>回数：<br>327回 | 妊娠届出数：<br>105<br>1組当たり面<br>談回数：<br>3回<br>面談実施合計<br>回数：<br>315回 | 妊娠届出数：<br>101<br>1組当たり面<br>談回数：<br>3回<br>面談実施合計<br>回数：<br>303回 | 妊娠届出数：<br>98<br>1組当たり面<br>談回数：<br>3回<br>面談実施合計<br>回数：<br>294回 |
| 確保方策  | 342                                                            | 327                                                            | 315                                                            | 303                                                            | 294                                                           |

## (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労の有無や理由を問わず0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業です。

### ■量の見込みと確保方策 (人/日)

| 区分  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児 | 量の見込み | 2     | 2     | 2      | 2      |
|     | 確保方策  | 0     | 1     | 2      | 2      |
| 1歳児 | 量の見込み | 1     | 1     | 1      | 1      |
|     | 確保方策  | 0     | 1     | 1      | 1      |
| 2歳児 | 量の見込み | 1     | 1     | 1      | 1      |
|     | 確保方策  | 0     | 0     | 1      | 1      |

## (20) 産後ケア事業

退院後の母子に対して、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていくうえで必要な社会サービスの紹介等による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

### ■量の見込みと確保方策

(人/日)

| 区分    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 24    | 24    | 23    | 22     | 21     |
| 確保方策  | 24    | 24    | 23    | 22     | 21     |

## 2 地域ぐるみの子育て支援の推進

### (1) 相談体制・情報提供の充実

- 子育てについての悩みや不安、育児方法等について、気軽に相談できる場の充実に努めます。
- 個々の家庭状況にあった必要な情報が必要なときに提供されるよう、様々な機会を通じて情報提供を行うとともに、最新の情報を提供できる仕組みの整備・充実に努めます。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                   | 事業概要                                                                                                    | 担当課       |
|-----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 01  | 地域子育て支援センター事業         | 地域の子育て家庭の育児不安に対する相談・指導や子育てサークル支援等を行います。                                                                 | 子育て支援センター |
| 02  | 子育てサロン                | 遊びを通して子どもたちの健全な成長発達を促すとともに、親の仲間づくりの場を提供します。                                                             | 子育て支援センター |
| 03  | 地区民生委員・児童委員家庭訪問       | 地区民生委員・児童委員が地域の子育て家庭を訪問し、相談の実施及び福祉ニーズの把握に努めます。<br>引き続き、行政、民生委員・児童委員、教育委員会等が緊密に連携し、家庭訪問が必要な家庭の情報共有に努めます。 | 福祉課       |
| 04  | 各種相談・教室等における託児サービスの実施 | 子どもを持つ親向けの各種相談事業や教室・講演会等において、地域のボランティア等を活用しながら託児サービスを実施し、参加を促します。                                       | 子育て支援センター |
| 05  | 広報誌等への掲載              | 子育て支援に関する様々な情報を広報誌やホームページ、各種チラシ等に加え母子手帳アプリ（母子モ）やSNSを活用して、よりきめ細かく提供します。                                  | 子育て支援センター |
| 06  | 子育て広場                 | 4か月から1歳未満の子どもを持つ親子が月1回集まり、交流や子育てについての支援等を行います。                                                          | 子育て健康課    |



| No. | 事業名          | 事業概要                                                                                  | 担当課    |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 07  | 利用者支援事業      | 身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。             | 子育て健康課 |
| 08  | ペアレントプログラム事業 | 保護者が子どもの行動に着目し、叱らず褒めて対応する関わり方を学ぶプログラムを実施します。孤独感を抱きやすい母親の仲間づくりの場ともなるよう、プログラムの内容を工夫します。 | 子育て健康課 |

## (2) 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て中の親子が仲間と一緒に楽しく子育てできるよう、気軽に交流できる場や機会の充実を図ります。
- きめ細かな子育て支援に向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを促進します。

### 【主な実施事業】

| No. | 事業名            | 事業概要                                                        | 担当課       |
|-----|----------------|-------------------------------------------------------------|-----------|
| 09  | 子育てサークル育成支援    | 地域の子育てサークルに対して助言指導を行うとともに、活動の拠点を提供します。また、活動紹介等により参加促進を図ります。 | 子育て支援センター |
| 10  | 子育てハンドブックの配布   | 子育て関連施設や子育て応援マップ等を掲載し、つがる市の子育て情報をわかりやすくまとめた冊子を配布します。        | 子育て健康課    |
| 11  | 子育てボランティアの活動支援 | 子育てボランティアに関する情報提供や活動団体等に対する助言・指導等を行います。                     | 子育て支援センター |
| 12  | 子育て支援関係者交流会の開催 | 子育て支援の関係者等による意見交換・交流の場をつくりします。                              | 子育て支援センター |

### (3) 子どもの居場所の確保

- 地域における子どもの居場所は、就労家庭等に限らず全ての子どもに配慮されている必要があります。子ども同士のほか子どもと大人の関わりが薄くなっている中で、地域の実情を踏まえた、多様な居場所づくりが必要となっています。
- 今後、子どもたちがのびのびと自由に遊べ、学べる安全で安心な居場所づくりを、家庭・地域・教育関係者・市が協働して進める必要があります、これら関係者の連携強化を図り、子どもの活動場所の拡大に努めます。
- 小学校区毎に子どもが安全・安心して過ごすことのできる放課後の居場所の整備・充実に努めます。
- 地域資源を活用し、また地域住民の協力を得ながら、子どもたちが学校や地域の中で様々な体験や学習をする機会の充実に努めます。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                       | 事業概要                                                                                                     | 担当課       |
|-----|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 13  | 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ) | 昼間保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。<br>放課後児童クラブ9か所を設置し、全てのクラブに放課後児童支援員を配置して、遊びや生活の場を提供しています。 | 子育て健康課    |
| 14  | 児童館運営                     | 子どもに健全な遊びの場を提供する児童館の運営を行います。                                                                             | 子育て健康課    |
| 15  | 地域クラブ活動支援                 | 地域の自主的なスポーツ活動や文化活動を行う団体及びスポーツ・文化活動の各種大会実施を支援し、子どもの地域における居場所の確保を図ります。                                     | 社会教育スポーツ課 |
| 16  | 市立図書館<br>(おはなし会)          | 子どもの読書についての重要性について認識や理解を深め、地域全体で読書習慣の定着を図りつつ、学びの場を提供します。                                                 | 社会教育スポーツ課 |

### 3 経済的負担の軽減

○教育・保育や医療等、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、また、経済的な理由により必要な教育・保育その他子どもの健やかな成長に必要なことが受けられないことがないよう国・県が行う各種制度の適正な実施を行うとともに、対象範囲の拡大等市独自の経済的支援の充実に努めます。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                      | 事業概要                                                                                         | 担当課           |
|-----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 17  | 各種手当等の支給                 | 各種手当等について、国・県の制度に準じて支給します。<br>・ 児童手当<br>・ 児童扶養手当<br>・ 障害児福祉手当<br>・ 特別児童扶養手当<br>・ 妊婦のための支援給付金 | 福祉課<br>子育て健康課 |
| 18  | 就学援助・奨学金等                | 経済的な理由で就学が困難な家庭や生徒に対し経済的支援を行い、就学機会の確保を図ります。                                                  | 教育総務課         |
| 19  | 子どもの医療費助成（乳幼児・すこやか医療費助成） | 子どもが安心して医療にかかることができるよう、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。                         | 子育て健康課        |
| 20  | 学校給食費無償化事業助成金            | 子育てに係る費用が負担とならないよう全ての小・中学校給食費を無償化とします。                                                       | 子育て健康課        |
| 21  | 利用者負担額（保育料）無償化           | 市内に住み、安心して子どもを産み育てる喜びが実感できる環境づくりとして、全ての保育料と副食費を助成します。                                        | 子育て健康課        |
| 22  | 放課後児童クラブ保護者負担金助成事業       | 保護者等の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を通じて若者世代の定住促進を図るため保護者負担金を助成します。                                | 子育て健康課        |

| No. | 事業名                 | 事業概要                                                  | 担当課    |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------|--------|
| 23  | 不妊治療費助成事業           | 不妊治療を受けるものの経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすことにより少子化対策の推進を図ります。  | 子育て健康課 |
| 24  | 不妊検査費助成事業           | 子どもを望む夫婦や不妊を心配されている方に適切な治療開始を促し、産み育てやすい環境づくりの推進を図ります。 | 子育て健康課 |
| 25  | 拡大新生児スクリーニング検査費助成事業 | 従来の先天性代謝異常等検査に加え4疾患の拡大スクリーニング検査費を助成し、経済的負担軽減を図ります。    | 子育て健康課 |
| 26  | 新生児聴覚検査費助成事業        | 難聴の早期発見・早期療育を図るために新生児に対して実施する聴覚検査費を助成し、経済的負担軽減を図ります。  | 子育て健康課 |
| 27  | 多胎妊婦に対する妊婦健診費用助成    | 規定の健診回数に加えて、追加で超音波検査費等の助成をし、経済的負担軽減を図ります。             | 子育て健康課 |

## 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

### (1) 働き方の見直しの促進

○子どもの幸せを第一とし、性別にかかわらず仕事と生活が調和されたその人らしい暮らし方が実現できるよう、子育て家庭をはじめ、市民や事業者に対する啓発や情報提供等を行います。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                   | 事業概要                                                                      | 担当課            |
|-----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 28  | 男女共同参画に対する意識啓発        | 男女共同参画プランに基づき、各種フォーラムや講座等の実施により、男女がともに支え合って子育てや家事を行っていくことへの意識醸成と実践を促進します。 | 地域創生課<br>関係各課  |
| 29  | 多様な就業形態についての啓発        | 家庭や子育てに比重を置いた働き方や実践例の紹介等により、多様な働き方の普及啓発を行います。                             | 商工労政課          |
| 30  | 男女雇用機会均等法等関係法の周知      | 就労に関する法令を周知し、働き方の見直しの実践と企業等への働きかけを促進します。                                  | 地域創生課<br>商工労政課 |
| 31  | 育児休業・短時間勤務制度の周知及び利用促進 | 国や県と連携し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図ります。                                  | 商工労政課<br>福祉課   |
| 32  | 一般事業主行動計画策定促進         | 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、企業が策定する一般事業主行動計画の策定を促進します。            | 商工労政課<br>福祉課   |

## (2) 仕事と子育ての両立に向けた保育サービスの充実

○希望する仕事と子育ての両立が実現できるよう、多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実を図ります。

### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                                | 事業概要                                                                                   | 担当課    |
|-----|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 33  | 延長保育事業                             | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。                              | 子育て健康課 |
| 34  | 一時預かり事業<br>(幼稚園型)                  | 幼稚園において、登園前・降園後、土曜日、長期休業期間に、常時保護者が就労等のため、保育の必要性がある園児を預かります。                            | 子育て健康課 |
| 35  | 病後児保育事業                            | 病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもや保育中に発熱する等体調不良となった子どもを一時的に預かる事業です。                                | 子育て健康課 |
| 36  | 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 子育ての援助を受けたい保護者(依頼会員)と援助を行いたい方(提供会員)との相互援助活の連絡・調整を行います。当面、圏域で実施するファミリー・サポート・センターを活用します。 | 子育て健康課 |

## 第7章 専門性の高い支援の充実

### 【基本目標3】

#### 1 児童虐待防止対策の充実

##### (1) 虐待の発生予防

- 子育てサークルや地域活動への参加を進める等、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭のストレス発散や孤立防止を図ります。
- 育児不安を抱え、何らかの支援を必要としている家庭について、地区活動や母子保健活動等を通じて把握し、保護者への助言・指導につなげます。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                     | 事業概要                                                                                                    | 担当課       |
|-----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 37  | 地域子育て支援センター事業（再掲）       | 地域の子育て家庭の育児不安に対する相談・指導や子育てサークル支援等を行います。                                                                 | 子育て支援センター |
| 38  | 子育てサロン（再掲）              | 遊びを通して子どもたちの健全な成長発達を促すとともに、親の仲間づくりの場を提供します。                                                             | 子育て支援センター |
| 39  | 地区民生委員・児童委員家庭訪問（再掲）     | 地区民生委員・児童委員が地域の子育て家庭を訪問し、相談の実施及び福祉ニーズの把握に努めます。<br>引き続き、行政、民生委員・児童委員、教育委員会等が緊密に連携し、家庭訪問が必要な家庭の情報共有に努めます。 | 福祉課       |
| 40  | 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。                                 | 子育て健康課    |
| 41  | 一時預かり事業（一般型）            | 保護者がリフレッシュすること等を目的として、保育所等で一時的に子どもを預かります。                                                               | 子育て健康課    |

| No. | 事業名         | 事業概要                                                                                                                                                                  | 担当課    |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 42  | 養育支援訪問事業    | 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した育児上支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携のもと、保健師等による家庭訪問を実施し、育児養育状況の改善や育児不安の軽減につなげます。                                                                                 | 子育て健康課 |
| 43  | 子育て世帯訪問支援事業 | 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。                                    | 子育て健康課 |
| 44  | 子育て短期支援事業   | 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において子どもを預かり、必要な保護を行います。                                                                                           | 子育て健康課 |
| 45  | 産後ケア事業      | 退院後の母子に対して、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていくうえで必要な社会サービスの紹介等による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。 | 子育て健康課 |



## (2) 虐待の早期発見・早期対応の推進

○保健・医療・福祉・教育関係者等子どもと関わりが深い関係機関の職員や地域住民の児童虐待に対する知識や理解を深めるための取組を推進し、早期発見・早期対応につなげます。

### 【主な実施事業】

| No. | 事業名               | 事業概要                                                                        | 担当課             |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 46  | 関係機関職員の研修参加促進     | 要保護児童対策地域協議会等において、児童虐待に関する研修等を実施します。また、関係機関職員を対象とした研修の開催及び外部研修等への参加促進を図ります。 | 子育て健康課          |
| 47  | 児童虐待に関する広報・啓発     | 保護者をはじめ、市民の児童虐待に対する理解促進を図るとともに、正しい知識や的確な対応方法の習得促進を図ります。                     | 子育て健康課          |
| 48  | 児童虐待防止法の周知        | 虐待の疑いがある場合に通報義務を規定している児童虐待防止法について、広報誌等を活用し周知を図ります。                          | 子育て健康課          |
| 49  | 子どもへの暴力防止プログラムの実施 | 子どもを対象に、自らが虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養うことを目的とした講座を実施します。                           | 子育て健康課<br>教育総務課 |

### （３）関連機関との連携強化

○保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関の連携を強化し、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応等適切な対応が取れる体制の強化を図ります。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                       | 事業概要                                                        | 担当課    |
|-----|---------------------------|-------------------------------------------------------------|--------|
| 50  | 要保護児童対策地域協議会（子どもの幸せ推進協議会） | 虐待発生の予防と虐待から子どもを守るための支援体制を整備し、関係機関との連絡調整及び必要な支援内容について協議します。 | 子育て健康課 |

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (1) 子育て・生活支援の充実

○ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、関係機関と連携して生活支援や経済的負担の軽減を図るための支援の充実に努めます。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名               | 事業概要                                                       | 担当課    |
|-----|-------------------|------------------------------------------------------------|--------|
| 51  | ひとり親家庭等日常生活支援事業   | 就職活動や疾病等一時的に保育や家事援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。                  | 子育て健康課 |
| 52  | 母子・父子自立支援員設置      | ひとり親家庭等の実情を把握し、それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う母子・父子自立支援員を設置します。 | 子育て健康課 |
| 53  | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 | 適職に就くのに必要な資格取得のため、指定する養成機関で受講する場合、受講料の一部を給付し資格取得を支援します。    | 子育て健康課 |
| 54  | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 | 適職に就くのに必要な資格取得のため、養成機関で修業する場合、給付金を支給し経済的支援を図ります。           | 子育て健康課 |

### (2) 各種制度・相談窓口の周知

○国・県や関係機関等が実施する、ひとり親家庭を支援するための各種制度や相談窓口の周知を図ります。

### 3 子どもの健やかな成長の支援と妊産婦、保護者支援の推進

#### (1) 妊産婦への支援の充実

- 妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援体制のもと、妊産婦のニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進します。(サポートプランの運用)
- 各種健診・相談事業を通して、特定妊婦や若年・高齢妊産婦や多胎妊産婦等リスクを抱える妊産婦を早期から把握するとともに、関係機関と連携し、安心安全な出産と育児のスタートが切れるよう支援します。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名        | 事業概要                                                                    | 担当課    |
|-----|------------|-------------------------------------------------------------------------|--------|
| 55  | 利用者支援事業    | 子育て世帯の相談・助言を行うとともに、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ関係機関との連絡調整等を実施します。            | 子育て健康課 |
| 56  | 妊産婦訪問指導    | 面談や健診結果等に基づき、当該妊産婦の居宅を訪問し、身体面及び精神面、養育環境等について必要な保健指導を行います。               | 子育て健康課 |
| 57  | 妊婦健康診査     | 妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。                      | 子育て健康課 |
| 58  | 妊婦歯科健康診査   | 妊娠期の歯科健診を通して妊婦及び産まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図ります。                                 | 子育て健康課 |
| 59  | 産婦健康診査     | 産後2週間目と4週間目に健診を行い、母体の身体機能の回復と授乳状況及び精神状態の把握を行うための事業です。                   | 子育て健康課 |
| 60  | 産前産後サポート事業 | 妊娠・出産、子育てに関する不安や悩みを傾聴し、相談支援を行い、親同士の交流を促進することで妊産婦及び家族の不安の軽減と孤立感の解消を図ります。 | 子育て健康課 |

| No. | 事業名          | 事業概要                                                                       | 担当課    |
|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 61  | 産後ケア事業       | 産後、助産師が育児や授乳等に関する専門的ケアを提供し、母親の身体的回復と心理的安定を促進、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。 | 子育て健康課 |
| 62  | 妊産婦の食事・食生活支援 | 妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、栄養指導を実施する事業です。                                          | 子育て健康課 |

## (2) 乳幼児期から学童期への支援の充実

- 成長発達の著しい乳幼児期において、各種健診事業を実施し異常の早期発見と早期治療・療育につなげるとともに必要な相談支援を推進します。
- 就学後に配慮が必要な障がいや発達特性を持つ子どもとその保護者に対し、教育委員会や関係機関と連携し就学支援を充実させ、幼児期から学童期へ切れ目のない相談支援を推進します。
- 子どもの健やかな成長発達、健康増進のため家庭はもちろん、教育・保育施設等、学校とも連携し、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣や虫歯予防等の健康教育を実施します。

### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                            | 事業概要                                                                                                                                        | 担当課    |
|-----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 63  | 新生児聴覚検査                        | 先天性聴覚障がいの早期発見・早期療育につなげるための検査です。                                                                                                             | 子育て健康課 |
| 64  | 拡大新生児スクリーニング検査                 | 先天性代謝異常等の疾患を早期に発見し、その後の治療や生活指導につなげるための検査です。                                                                                                 | 子育て健康課 |
| 65  | 乳幼児健康診査<br>(乳児・1歳6か月児・3歳児・5歳児) | 子どもの身体発育及び精神発達の異常や遅滞を発見し、適切な事後指導を行うことで子どもの健康の保持増進を図ります。<br>5歳児健診においては、事後指導を充実させ、療育訓練や親が関わり方を学ぶことで、子どもの発達を促すとともに、就学後の不適応や不登校等の二次障がいの予防を図ります。 | 子育て健康課 |
| 66  | 幼児歯科健康診査<br>(1歳6か月児・2歳児・3歳児)   | 歯科健診と希望者には、フッ化物塗布を行い、虫歯の予防と口腔機能の向上を図ります。                                                                                                    | 子育て健康課 |
| 67  | 乳幼児期の食事・食生活支援                  | 乳幼児期の肥満ややせに注目しながら、望ましい食生活の実現に向けて、栄養指導を実施する事業です。                                                                                             | 子育て健康課 |
| 68  | 飲酒喫煙予防教室<br>(小学生)              | 飲酒喫煙に関する正しい知識を持ち、自分や家族の健康づくりに関心を持ってもらうための教室です。                                                                                              | 子育て健康課 |

| No. | 事業名                 | 事業概要                                                                                      | 担当課    |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 69  | SOS の出し方教室出前授業（小学生） | 生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進。保護者に対して、児童生徒が出した SOS に気づき受け止める方法をチラシ等で周知します。 | 健康推進課  |
| 70  | 思春期教室（中学生）          | 思春期特有の身体的・精神的変化やそれに伴う悩みの解決に向け正しい知識を持ち、自分が有する権利や相手を尊重して共生していく力を育む教室です。                     | 子育て健康課 |

### (3) 障がいの早期発見及び早期療育の推進

- 妊婦健診や乳幼児健診、その他必要な検査の受診を勧奨し、障がいの原因となる疾病・事故の予防及び早期発見につなげます。
- 保護者の障がいに対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。

#### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                            | 事業概要                                                                                         | 担当課    |
|-----|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 71  | 妊婦健康診査                         | 定期的な健康診査と適時必要に応じた医学的検査を実施することで、安全な出産を目指し、先天性疾患や出生直後から治療が必要な疾患の発見に努めます。                       | 子育て健康課 |
| 72  | 乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査） | 身体発育や運動発達、精神発達や言語発達の状況等、心身の特性を早期発見し、治療や特性に合わせた適切な支援につなげるとともに、育児上問題となる事項について、必要に応じた専門相談を行います。 | 子育て健康課 |
| 73  | 拡大新生児スクリーニング検査費助成事業            | 従来の先天性代謝異常等検査に加え4疾患の拡大スクリーニング検査費を助成します。                                                      | 子育て健康課 |
| 74  | ハイリスク妊産婦アクセス支援事業               | お住いの地から地域周産期医療センターへの通院・入院、NICU等への入院中の児との面会に要する交通費等を支援し、必要な治療を継続して受けられるようにします。                | 子育て健康課 |
| 75  | 新生児聴覚検査費助成事業                   | 難聴の早期発見・早期療育を図るために新生児に対して実施する聴覚検査費を助成します。                                                    | 子育て健康課 |



#### (4) 障がいのある子どもに対する教育・保育の充実

○保育所や幼稚園、学校等において、障がいのある子どもの受入れを拡充できる体制を強化し、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

##### 【主な実施事業】

| No. | 事業名                     | 事業概要                                                                                                      | 担当課    |
|-----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 76  | 障がい児保育事業                | 心身に障がいを有する児童の受入れを促進するため、対応可能な施設の支援について、継続して検討します。また、保育士の資質向上を図りつつ、特別な配慮や支援が必要な子どもが園でともに楽しく過ごせる体制の確保に努めます。 | 子育て健康課 |
| 77  | 教育・保育施設、学校職員研修促進        | 幼稚園教諭・保育士や放課後児童クラブの指導員、学校教員・職員等を対象に、障がいに対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。                       | 子育て健康課 |
| 78  | 保育所等訪問支援事業              | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。                              | 福祉課    |
| 79  | 教育支援委員会                 | 障がいや疾病をかかえる児童に対して、専門的な立場から調査・審議を行い、必要な助言や指導を行います。                                                         | 指導課    |
| 80  | 特別支援教育相談事業              | 個別の特別な支援を必要としている幼児児童生徒の保護者の相談に対し、専門性の高い相談員が適切な助言指導を行います。                                                  | 指導課    |
| 81  | 学校教育活動支援員（スクールサポーター）の配置 | 特別な支援を必要とする児童生徒指導の補助員として、学校教育活動支援員（スクールサポーター）を配置します。                                                      | 教育総務課  |

## （５）障がい福祉サービス等の充実

○障がい児に対する福祉サービスを提供する事業者の確保・充実を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援を行うことにより、地域でいきいきと生活し、成長することができる環境づくりに努めます。

### 【主な実施事業】

| No. | 事業名        | 事業概要                                                                                             | 担当課 |
|-----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 82  | 児童発達支援事業   | 就学前の障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、一人ひとりの状況に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。           | 福祉課 |
| 83  | 放課後等デイサービス | 学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。 | 福祉課 |
| 84  | 障がい児相談支援   | 障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間毎にモニタリングを行う等の支援を行います。           | 福祉課 |

## 4 子どもの貧困対策の推進

- 貧困にある、または貧困の状況に陥るおそれのある家庭に対し早期発見に努め、各種制度に結びつけていく相談体制の充実を図ります。
- 子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣を学べる、子どもたちの居場所づくりの整備を推進するとともに、必要な居場所を提供する食事・食べ物、学習、体験等活動を支援するボランティア団体の育成に努めます。
- 全ての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供を推進します。

## 第8章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内関係各課の連携した取組の推進

本計画は、保健・福祉・教育等様々な分野が実施する事業が関連していることから、推進に当たっては、庁内の関係各課間での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

#### (2) 県・近隣自治体・関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に推進していくためには、市や市関係機関のみならず、県や県が設置する各種機関、近隣自治体等との連携・協力が必要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

#### (3) 市民や地域との連携及び推進体制の整備

地域が一体となって子育てを支援するためには、市民や地域で活動する各種団体等が本計画について理解し、相互に連携し協力する必要があります。市民が主体的に活動できるよう、また、団体同士がそれぞれ連携を深められる体制の充実を図ります。

## 2 計画の達成状況の点検・評価

### (1) P D C Aサイクルによる評価と進行管理

本計画の推進に当たっては、教育・保育施設等の利用者の視点に立ち、個別事業単位及び個別事業を束ねた施策単位で点検・評価を行い、P D C Aサイクル（計画—実施—評価—改善）による施策・事業の推進を図ります。

### (2) 計画の進捗管理・達成状況の公表

本計画で示した事業の実施状況や達成状況を「つがる市子ども・子育て会議」に報告し、評価を行います。また、広報紙やホームページ等を通じて年度毎に公表します。



## 資 料 編

- 1 つがる市子ども・子育て会議条例
- 2 つがる市子ども・子育て会議委員名簿





## 1 つがる市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 18 日条例第 48 号  
改正 令和 5 年 3 月 31 日条例第 13 号

### つがる市子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、つがる市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援等に必要事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験者のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において最初に任命される子ども・子育て会議委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年つがる市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和5年3月31日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 つがる市子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和6年3月25日から令和8年3月24日まで

| 所 属 等          | 氏 名     | 備 考 |
|----------------|---------|-----|
| 民生委員児童委員代表     | 吉 田 博 身 |     |
| 主任児童委員代表       | 齊 藤 裕   |     |
| つがる市連合 PTA 会長  | 台丸谷 真 輝 |     |
| つがる市自治会連合会会長   | 白 戸 英 行 | 会 長 |
| 学校法人平田学園理事長    | 平 田 昌 子 | 副会長 |
| つがる市民間保育所連合会代表 | 倉 内 泰 雄 |     |
| 放課後児童支援員       | 鎌 田 美保子 |     |
| つがる市教育委員会      | 坂 本 朋 子 |     |
| 木造地域子育て支援センター  | 稲 葉 綾 子 |     |

第3期つがる市子ども・子育て支援事業計画  
令和7年3月

発 行 / つがる市  
編 集 / 子育て健康課

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 61 番地 1  
T E L 0173-42-2111 (代表)  
F A X 0173-42-3946  
U R L <http://www.city.tsugaru.aomori.jp/>